

3.2 社会的状況等

3.2.1 人口及び産業

(1) 人口

仙台市全体、仙台市青葉区及び青葉区のうち宮城総合支所の令和4年4月1日現在の人口、世帯数及び人口密度は表3.2-1に示すとおりである。

仙台市全体の人口は1,062,285人、世帯数は530,185世帯であり、青葉区の人口は291,832人、世帯数は154,849世帯であり、青葉区のうち宮城総合支所の人口は74,547人、世帯数は32,316世帯である。

仙台市全体、仙台市青葉区及び青葉区のうち宮城総合支所の人口及び世帯数の推移は表3.2-2に示すとおりである。人口はいずれの市区も令和3年まで微増し、令和4年は横ばいである。世帯数はいずれの市区も増加傾向を示している。

仙台市全体、仙台市青葉区及び青葉区のうち宮城総合支所の人口動態の推移は表3.2-3に示すとおりである。令和3年の自然動態は、仙台市全体が2,413人の減少、青葉区が986人の減少であった。令和3年の社会動態は、仙台市全体が1,846人の増加、青葉区が810人の増加であった。

表3.2-1 人口及び世帯数

令和4年4月1日現在

市区	人口（人）	世帯数（世帯）
仙台市	1,062,285	530,185
青葉区	291,832	154,849
青葉区（うち宮城総合支所）	74,547	32,316

出典：「住民基本台帳による世帯数・人口」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）

表3.2-2 人口推移

各年4月1日現在

区分		年				
		H30	H31	R2	R3	R4
人口 (人)	仙台市	1,056,602	1,058,689	1,061,177	1,063,169	1,062,285
	青葉区	291,110	291,326	291,702	291,869	291,832
	青葉区※	73,826	74,161	74,271	74,540	74,547
世帯数 (世帯)	仙台市	505,418	511,253	518,187	525,168	530,185
	青葉区	149,599	150,636	152,326	153,849	154,849
	青葉区※	30,514	30,888	31,361	31,965	32,316

※ 青葉区のうち宮城総合支所を示す。

出典：「住民基本台帳による世帯数・人口」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）

表3.2-3 人口動態の推移

単位：人

市区	年	人口 増加数	自然動態			社会動態			
			自然 増加数	出生	死亡	社会 増加数	転入	転出	区間移 動・そ の他増 加数
仙台市	H29	2,028	-96	8,729	8,825	2,124	47,991	45,625	-242
	H30	2,040	-506	8,495	9,001	2,546	46,888	43,833	-509
	R元	1,475	-1,270	7,861	9,131	2,745	46,888	43,949	-194
	R2	1,872	-1,288	7,920	9,208	3,160	44,314	41,181	27
	R3	-567	-2,413	7,381	9,794	1,846	43,061	41,232	17
青葉区	H29	314	-224	2,249	2,473	538	15,538	14,552	-448
	H30	248	-469	2,126	2,595	717	15,113	13,737	-659
	R元	101	-699	1,905	2,604	800	15,170	13,565	-805
	R2	5	-800	1,916	2,716	805	13,790	12,869	-116
	R3	-176	-986	1,808	2,794	810	13,641	12,602	-229

出典：「仙台市統計書（平成29年版～令和3年版）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）

(2) 産業

仙台市の産業分類別就業者数は、表3.2-4に示すとおりである。

仙台市の令和2年における全就業者数は564,587人であり、第一次産業が4,354人(0.8%)、第二次産業が89,625人(15.9%)、第三次産業が470,608人(83.4%)であった。就業者数が最も多い産業は「卸売、小売業」で107,814人(19.1%)であった。令和2年の構成比は、平成27年に比較して、第一次産業で増減なし、第二次産業で0.6%の減少、第三次産業で0.7%の増加であった。

表3.2-4 仙台市の産業分類別就業者数

各年10月1日現在

年次 産業分類(大分類)		平成27年		令和2年	
		就業者数 (人)	構成比※ (%)	就業者数 (人)	構成比※ (%)
第一次産業	農業, 林業	3,633	0.8	4,257	0.8
	漁業	84	0.0	97	0.0
	小計	3,717	0.8	4,354	0.8
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	67	0.0	62	0.0
	建設業	44,748	9.6	51,414	9.1
	製造業	32,223	6.9	38,149	6.8
	小計	77,038	16.5	89,625	15.9
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	4,481	1.0	5,640	1.0
	情報通信業	17,762	3.8	22,927	4.1
	運輸業, 郵便業	26,926	5.8	32,768	5.8
	卸売業, 小売業	94,156	20.2	107,814	19.1
	金融業, 保険業	14,619	3.1	16,698	3.0
	不動産業, 物品賃貸業	15,279	3.3	18,327	3.2
	学術研究, 専門・技術サービス業	19,950	4.3	24,729	4.4
	宿泊業, 飲食サービス業	31,015	6.6	35,663	6.3
	生活関連サービス業, 娯楽業	17,216	3.7	20,133	3.6
	教育, 学習支援業	29,961	6.4	37,111	6.6
	医療, 福祉	57,503	12.3	75,828	13.4
	複合サービス事業	3,123	0.7	3,260	0.6
	サービス業(他に分類されないもの)	34,403	7.4	45,597	8.1
	公務(他に分類されるものを除く)	19,613	4.2	24,113	4.3
	小計	386,007	82.7	470,608	83.4
分類不能の産業		12,577	-	-	-
総数		479,339	-	564,587	-
総数から「分類不能の産業」を除いた数		466,762	100.0	564,587	100.0

※) 総数から「分類不能の産業」を除いた数(第一産業、第二次産業、第三次産業の就業者数の合計)を分母として算出。

出典: 「統計で見る日本 e-Stat」(令和4年6月閲覧、政府統計の総合窓口ホームページ)

3.2.2 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移は表3.2-5に示すとおりである。

令和2年の仙台市の総面積は78,635haであり、地目別面積は森林が44,965ha(57.2%)と最も多く、次いで宅地が13,023ha(16.6%)、その他が6,673ha(8.5%)となっている。平成28年からの推移をみると、農地及び森林が減少傾向にあり、宅地及びその他が増加傾向にある。

調査範囲における土地利用は図3.2-1に示すとおりである。

対象事業計画地の土地利用は、その他の用地及びその他の農用地が大部分を占めている。

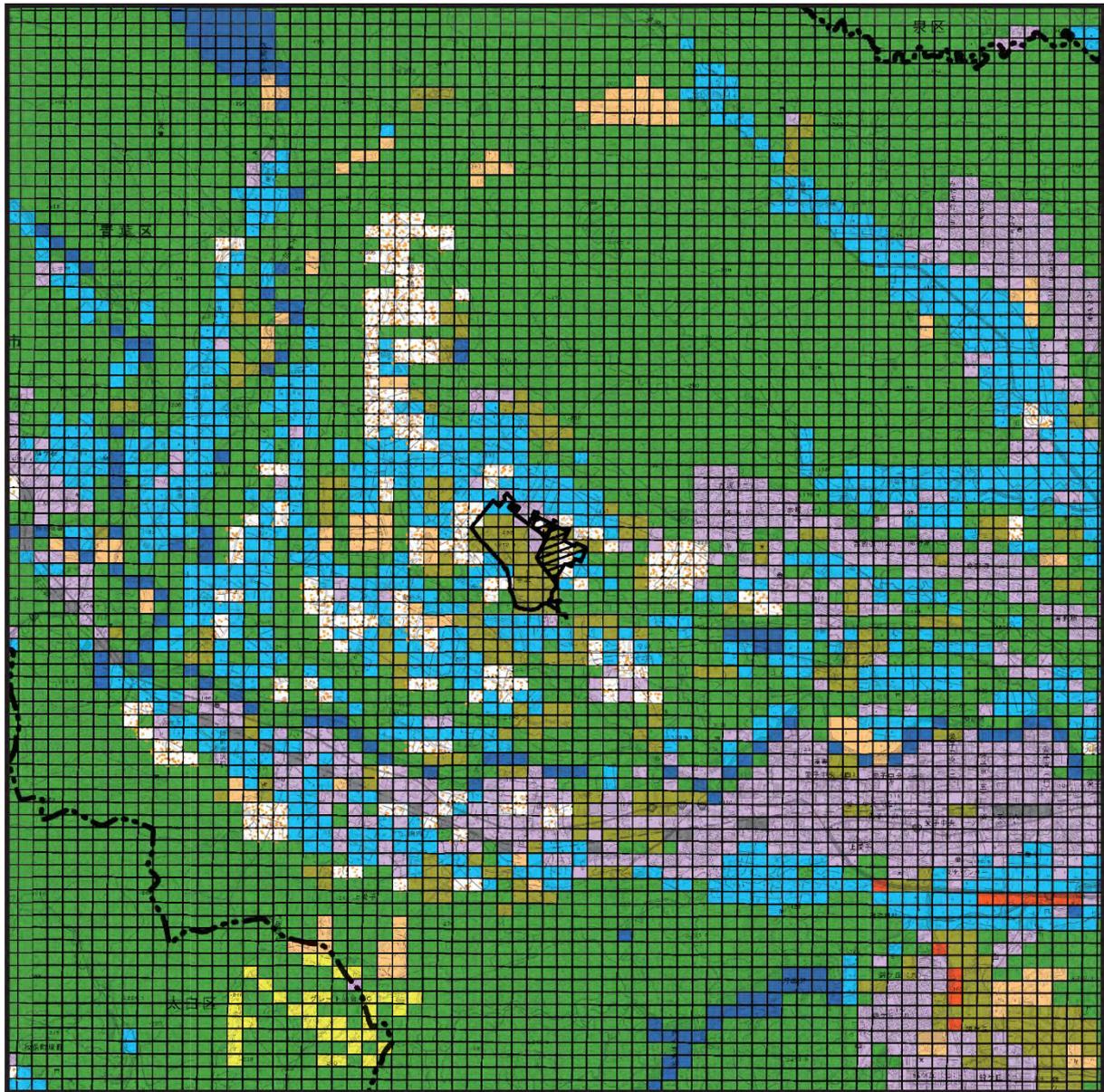
表3.2-5 仙台市の地目別面積の推移

単位：ha

年次	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
H28	78,630	6,050	45,325	1	2,606	5,524	12,994	6,130
H29	78,630	6,000	45,263	1	2,606	5,559	12,965	6,236
H30	78,630	5,920	45,049	1	2,606	5,568	12,968	6,518
H31	78,635	5,850	45,036	1	2,605	5,587	12,988	6,568
R2	78,635	5,820	44,965	1	2,587	5,566	13,023	6,673

注) 各年4月1日現在

出典：「仙台市統計書（令和3年版）（利用区分別土地利用状況）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

- | | |
|---|--|
|  : 対象事業計画地 |  : 既設処分場(第1期～第4期) |
|  : 区界 | |
|  : 田 |  : 道路 |
|  : その他の農用地 |  : 鉄道 |
|  : 森林 |  : その他の用地 |
|  : 荒地 |  : 河川地及び湖沼 |
|  : 建物用地 |  : ゴルフ場 |

出典：「国道数値情報（土地利用細分メッシュデータ）」（令和4年6月閲覧、国土交通省ホームページ）

図3.2-1 土地利用図



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000m

(2) 用途地域

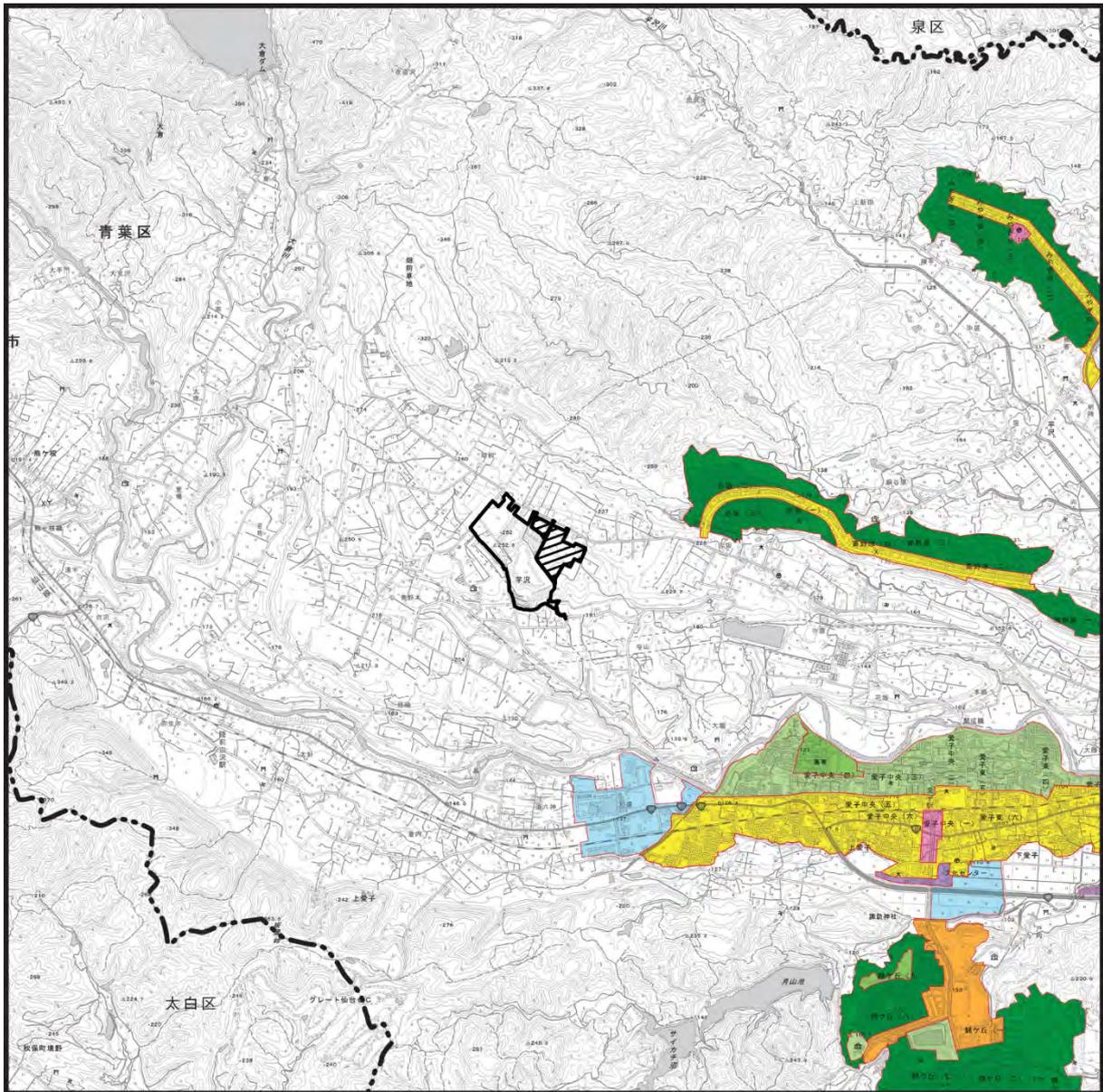
仙台市における都市計画区域の面積は表3.2-6に示すとおりである。調査範囲の用途地域の指定状況は図3.2-2に示すとおりである。

対象事業計画地は市街化調整区域であり、用途地域の設定はない。

表3.2-6 仙台市の都市計画区域面積（令和3年）

種 別		面積 (ha)
総面積		44,296
市街化調整区域面積		26,216
市街化区域面積		18,080
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,458
	第二種低層住居専用地域	5.9
	第一種中高層住居専用地域	734
	第二種中高層住居専用地域	1,572
	第一種住居地域	2,956
	第二種住居地域	2,509
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	937
	準工業地域	1,098
	工業地域	459
	工業専用地域	1,313

出典：「仙台市統計書（令和3年版）（都市計画区域面積）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

 : 対象事業計画地  : 既設処分場(第1期～第4期)

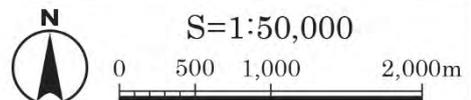
----- : 区界

用途地域

- | | |
|--|---|
|  : 第一種低層住居専用地域 |  : 準工業地域 |
|  : 第一種中高層住居専用地域 |  : 工業地域 |
|  : 第二種中高層住居専用地域 | |
|  : 第一種住居地域 | |
|  : 第二種住居地域 | |
|  : 近隣商業地域 | |

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ)

図3.2-2 用途地域図



3.2.3 水利用

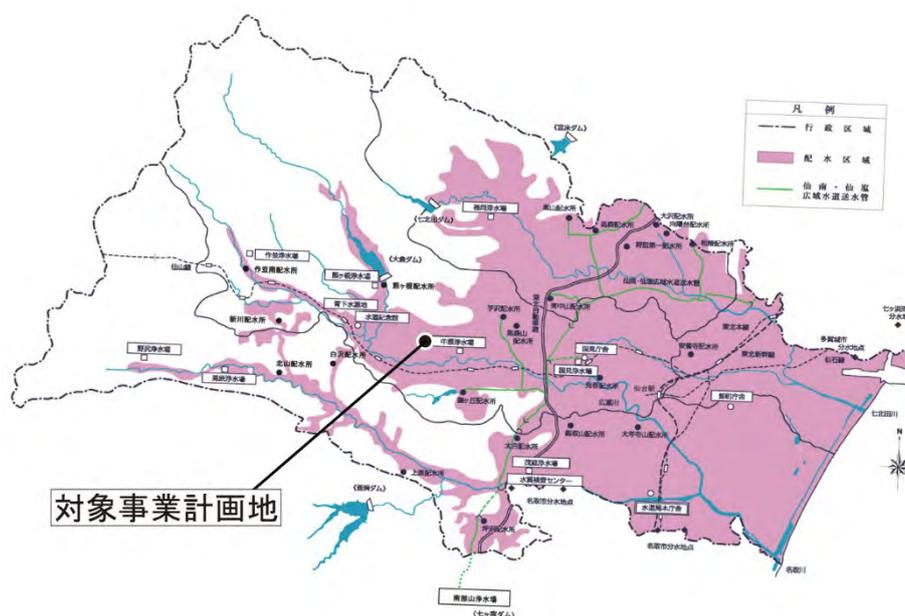
(1) 水利権の設定及び利水の状況

仙台市配水区域図は図3.2-3に示すとおりである。

調査範囲には、水源となる大倉ダムと青下ダム、大倉川がある。また、対象事業計画地周辺には中原浄水場がある。

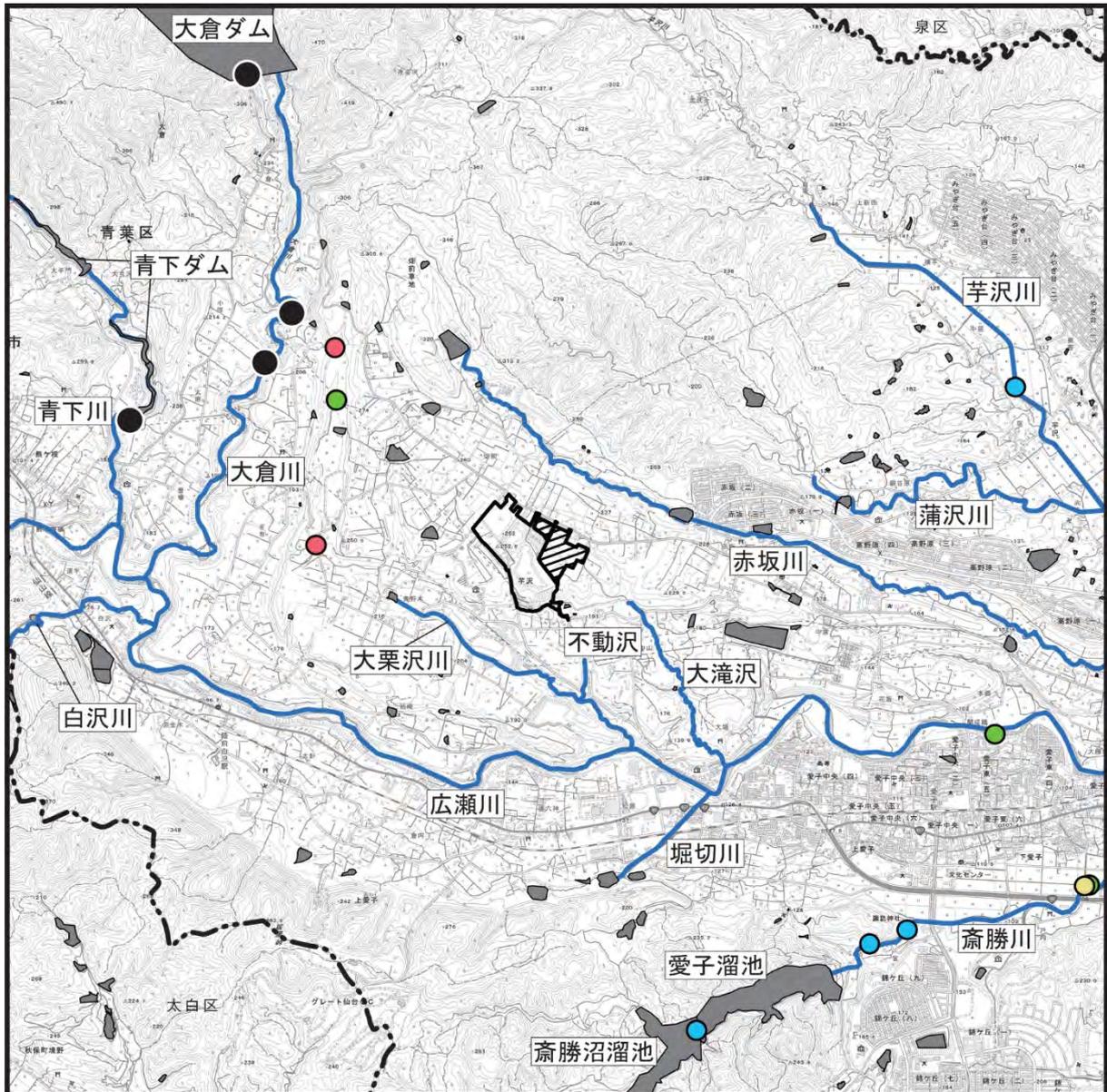
対象事業計画地周辺の河川取水施設は、図3.2-4に示すとおりである。

対象事業計画地の北西には浄水場の取水口がある。また、東の広瀬川には揚水機場がある。



出典：「水道事業統計年報（令和2年度）（配水区域図）」（令和4年6月閲覧、仙台市水道局ホームページ）

図3.2-3 仙台市配水区域図



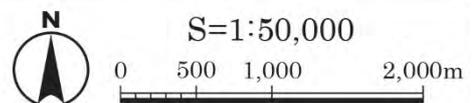
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

- | | | | |
|---|-------------------|---|------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 既設処分場(第1期～第4期) |
|  | : 区界 |  | : ゲート |
|  | : 河川 |  | : 分水堰 |
|  | : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載) |  | : 取水堰 |
|  | : 浄水場の取水口 |  | : 揚水機場 |

出典：「宮城県河川・海岸図」（平成29年4月、宮城県）
「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）
注）大栗沢川、不動沢及び大滝沢は、地形図を読み取り作成した。

図3.2-4 河川取水施設図



(2) 漁業権の設定の状況

調査範囲において、漁業権が設定されている河川・湖沼及び漁業協同組合は表3.2-7に示すとおりであり、調査範囲では、広瀬川、大倉川及び大倉ダムに対して漁業権が設定されている。

表3.2-7 内水面漁業共同組合と漁業権が設定されている河川・湖沼

組合名	漁業権が設定されている河川・湖沼
広瀬名取川漁業協同組合	名取川、前川、立野川、碁石川（太郎川含む）、北川、穴戸沢、本砂金川、小屋の沢川、坂元沢、仙人沢、仙人沢左俣、大行沢、広瀬川、新川、大倉川、矢沢、横川、釜房ダム、大倉ダム

出典：「宮城県漁業調整規則について（宮城県漁業調整規則）」（令和4年6月閲覧、宮城県ホームページ）

(3) その他河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

河川、湖沼の状況は「3.1.2 水環境（4）水象 1）河川・湖沼の状況」に示したとおりである。地下水の利用の状況は「3.1.2 水環境（4）水象 2）地下水・湧水の状況」に示したとおりである。

3.2.4 社会資本整備等

(1) 交通

1) 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図3.2-5に示すとおりである。

対象事業計画地はJR仙山線の陸前白沢駅及び愛子駅の北側に位置している。道路は、対象事業計画地の北を東西に県道55線が横断している。

2) 交通量

ア 鉄道

対象事業計画地の最寄り駅として、JR仙山線の陸前白沢駅及び愛子駅がある。

乗車人数の推移は表3.2-8に示すとおりである。愛子駅は令和元年度まで増加傾向にあり、令和2年度に減少した。

表3.2-8 愛子駅の乗車人数の推移（一日平均乗車人数）

単位：人

路線名	年度 駅名	H28	H29	H30	R元	R2
		JR仙山線	愛子	3,950	4,010	4,184

注) 陸前白沢駅の乗車人員のデータはない。

出典：「仙台市統計書（平成29年版～令和3年版）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）

イ 道路

調査範囲における仙台市による自動車交通量の調査地点は、図3.2-6に示すとおりである。平成29年度の自動車交通量調査結果は、表3.2-9に示すとおりである。

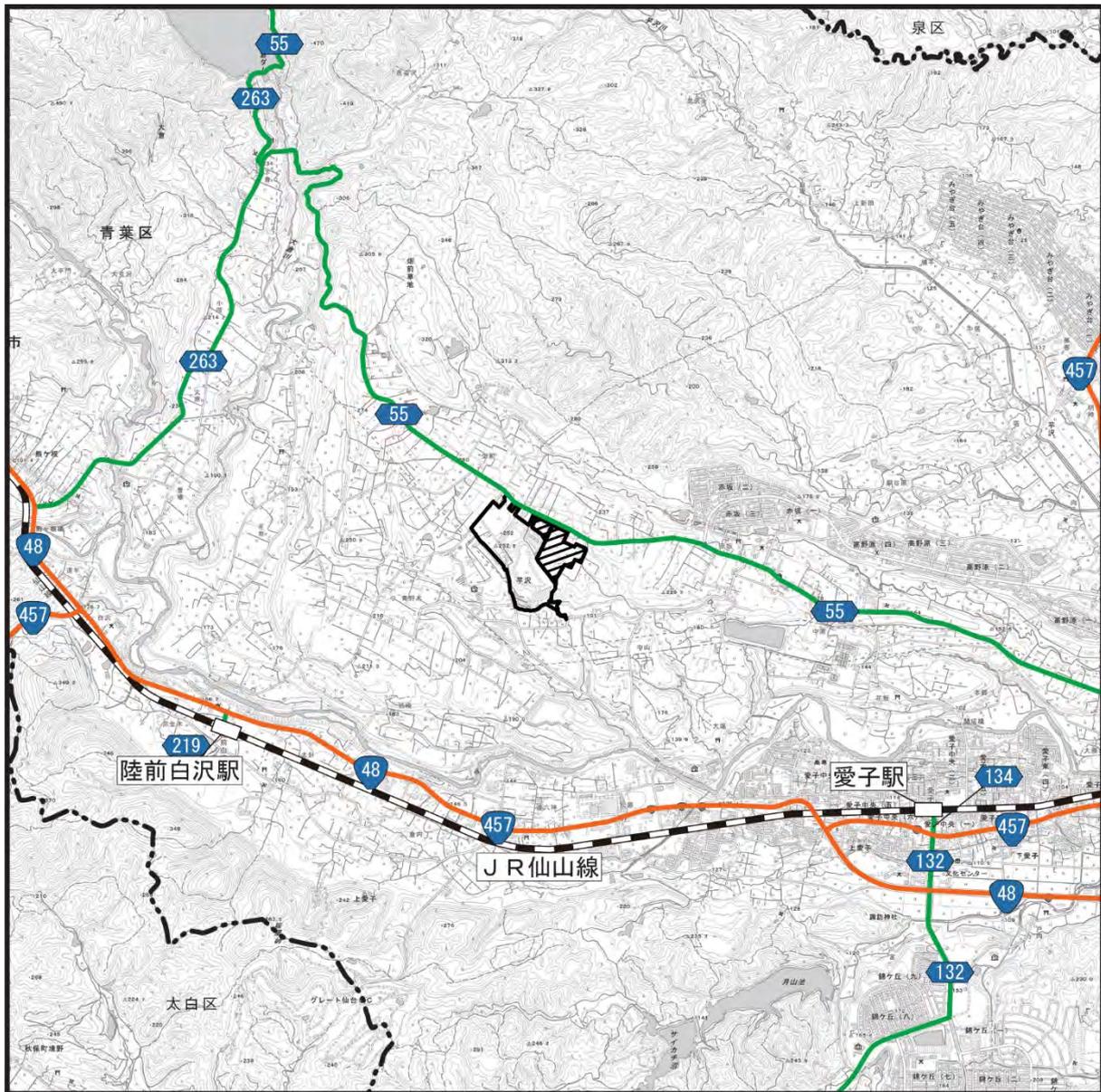
平成29年度の平日12時間交通量は、愛子交差点で32,639台であった。

表3.2-9 自動車交通量調査結果（平成29年度・平日）

交差点名称	12時間交通量(台)						12時間 交通量 伸び率
	二輪車	小型 貨物車	乗用車	大型 貨物車	バス	自動車類 計	
愛子	322	3,321	26,479	2,338	501	32,639	1.06

注2) 12時間交通量の伸び率＝平成29年度自動車類計／平成25年度自動車類計

出典：「交差点交通量調査（平成25年版、平成29年版）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

- : 対象事業計画地
- : 既設処分場(第1期～第4期)
- : 区界
- : JR在来線(JR仙山線)
- : 一般国道(2路線)
- : 県道(5路線)

注) 該当する路線上に「路線番号」を示した。

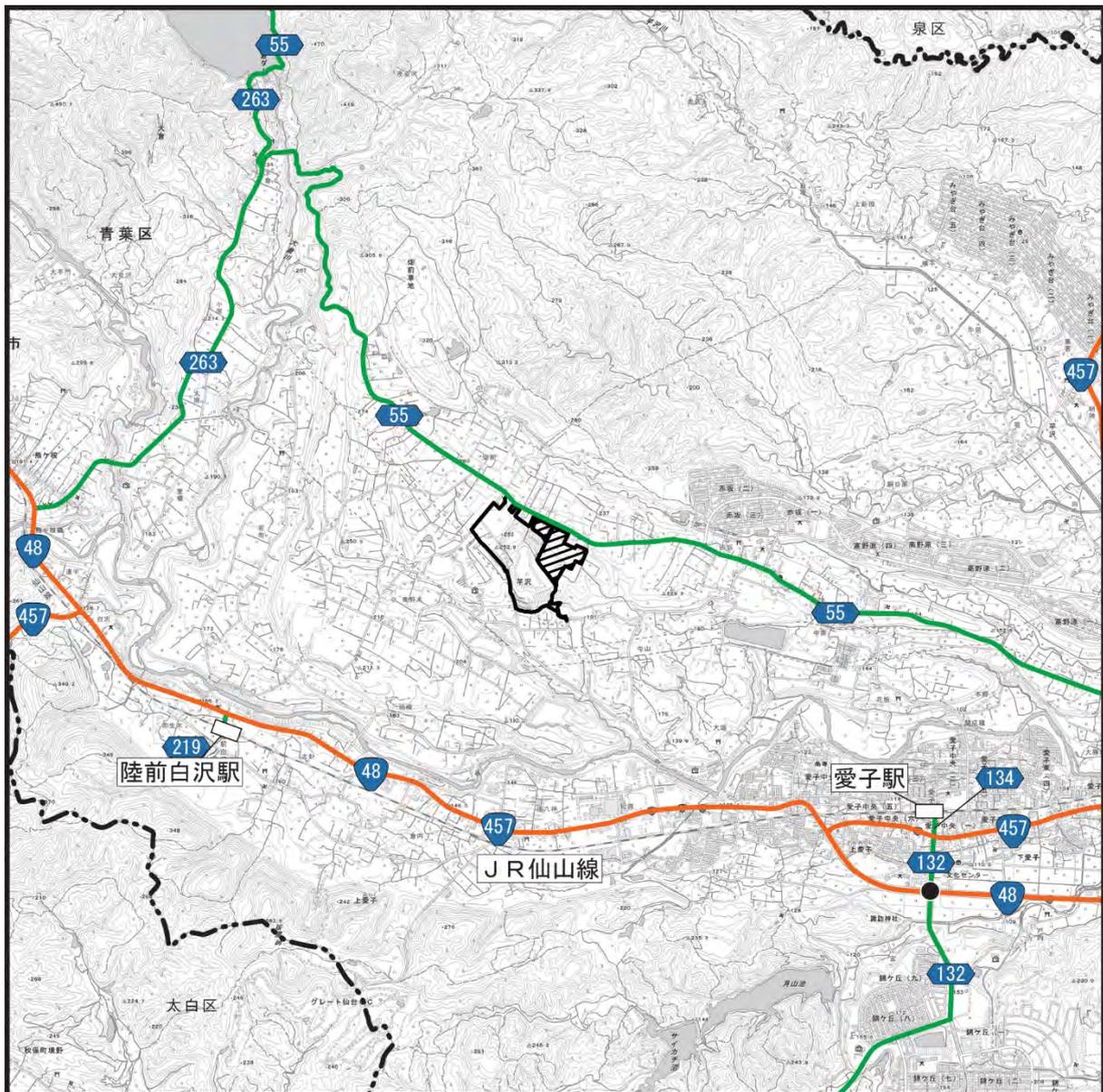
出典: 「公害関係資料集 令和2年度測定結果」(令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ)

図3.2-5 交通網図



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000m



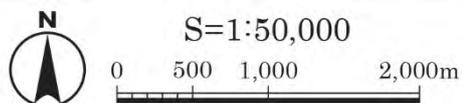
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

- : 対象事業計画地
- : 既設処分場(第1期～第4期)
- : 区界
- : 一般国道
- : 県道
- : 調査地点

出典：「交差点交通量調査（平成29年度）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）

図3.2-6 交通量調査地点図



(2) 上水道・下水道等

1) 上水道

仙台市の水道施設状況及び水道普及状況の推移は、表3.2-10及び表3.2-11に示すとおりである。

仙台市では給水人口の大部分を上水道でまかなっており、令和2年度の水道普及率は99.7%である。

表3.2-10 仙台市の水道施設状況（令和2年度）

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口または 確認時給水人口 ^{注1} (人)	現在給水人口 ^{注2} (人)
上水道	1	1,059,700	1,060,061
簡易水道	0	0	0
専用水道（自己水源のみ）	9	460	210
専用水道（上記以外）	50	22,250	3,851
合計	60	1,060,160	1,060,271
行政区域内総人口(人)		1,063,169	
普及率(%) ^{注3}		99.7	

注1) 上水道及び簡易水道：計画給水人口 専用水道：確認時給水人口

注2) 現在給水人口の合計は上水道、簡易水道及び専用水道（自己水源のみ）の合計である。

注3) 普及率=現在給水人口/行政区域内人口×100

出典：「宮城県の水道（令和2年度）（市町村別水道施設の状況）」（令和4年6月閲覧、宮城県ホームページ）

表3.2-11 仙台市の水道普及状況の推移

年度	各年度末		
	行政人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
平成27年度	1,053,304	1,051,013	99.8
平成28年度	1,053,717	1,051,771	99.8
平成29年度	1,056,602	1,054,648	99.8
平成30年度	1,058,689	1,055,968	99.7
令和元年度	1,061,177	1,058,197	99.7

出典：「平成30年版～令和3年版 宮城県統計年鑑（電気・ガス・水道業）」（令和4年6月閲覧、宮城県ホームページ）

2) 下水道

仙台市における下水道普及状況の推移は、表3. 2-12に示すとおりであり、令和3年度の下水道普及率は98. 7%である。

表3. 2-12 仙台市の下水道普及状況の推移

各年3月31日現在

年度	行政区人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
平成29年度	1, 053, 717	1, 033, 636	98. 1
平成30年度	1, 056, 202	1, 036, 660	98. 1
平成31年度	1, 058, 689	1, 039, 448	98. 2
令和2年度	1, 061, 177	1, 046, 711	98. 6
令和3年度	1, 063, 169	1, 048, 957	98. 7

出典：「平成30年版～令和3年版 宮城県統計年鑑（電気・ガス・水道業）」（令和4年6月閲覧、宮城県ホームページ）

(3) 廃棄物処理施設

仙台市のごみ排出量の推移は、表3. 2-13に示すとおりである。令和2年度におけるごみ排出量は363, 336tである。

調査範囲における産業廃棄物処理業者は、表3. 2-14に示すとおりである。産業廃棄物処理業者の位置は図3. 2-7に示すとおりである。中間処理施設が3件、埋立処理施設が2件立地している。

表3. 2-13 仙台市のごみ排出量の推移

年度		H28	H29	H30	R元	R2
人口(人)		1, 084, 674	1, 086, 377	1, 088, 669	1, 090, 263	1, 097, 196
ごみ総量(t)		376, 033	377, 595	370, 566	373, 373	363, 336
処理内訳 (t)	焼却	325, 903	328, 502	322, 515	326, 017	314, 499
	埋立	4, 170	4, 343	3, 709	3, 857	4, 064
	資源化	45, 960	44, 750	44, 342	43, 499	44, 773

出典：「令和3年度環境局事業概要」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）

表3.2-14 産業廃棄物処理業者

<中間処理>

No.	許可業者名	処分方法	処理できる産業廃棄物の種類	処理能力
1	(株) 皆川紙業	中和	廃酸、廃アルカリ	19.2m ³ /日
2	仙台環境開発 (株)	破砕	木くず	64t/日(チップ) 16t/日(オガ粉)
		破砕	廃プラスチック、紙くず、繊維くず	4t/日
		破砕・圧縮固化	廃プラスチック、紙くず、木くず	廃プラ 13.6t/日 紙くず 16.8t/日 木くず 28.8t/日
		破砕	廃プラスチック、紙くず	4t/日
		選別	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、がれき類	83.2t/日
		破砕	ガラス陶磁器	48t/日(廃石膏ボードに限る)
		乾燥	ガラス陶磁器	48t/日(廃石膏に限る)
	分級	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、鋳さい、がれき類	燃え殻 4,224t/日、汚泥 4,080t/日、廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類 3,984t/日、鋳さい 7,152t/日	
3	仙台環境開発 (株)	破砕	ガラス陶磁器、がれき類	344t/日

<最終処理>

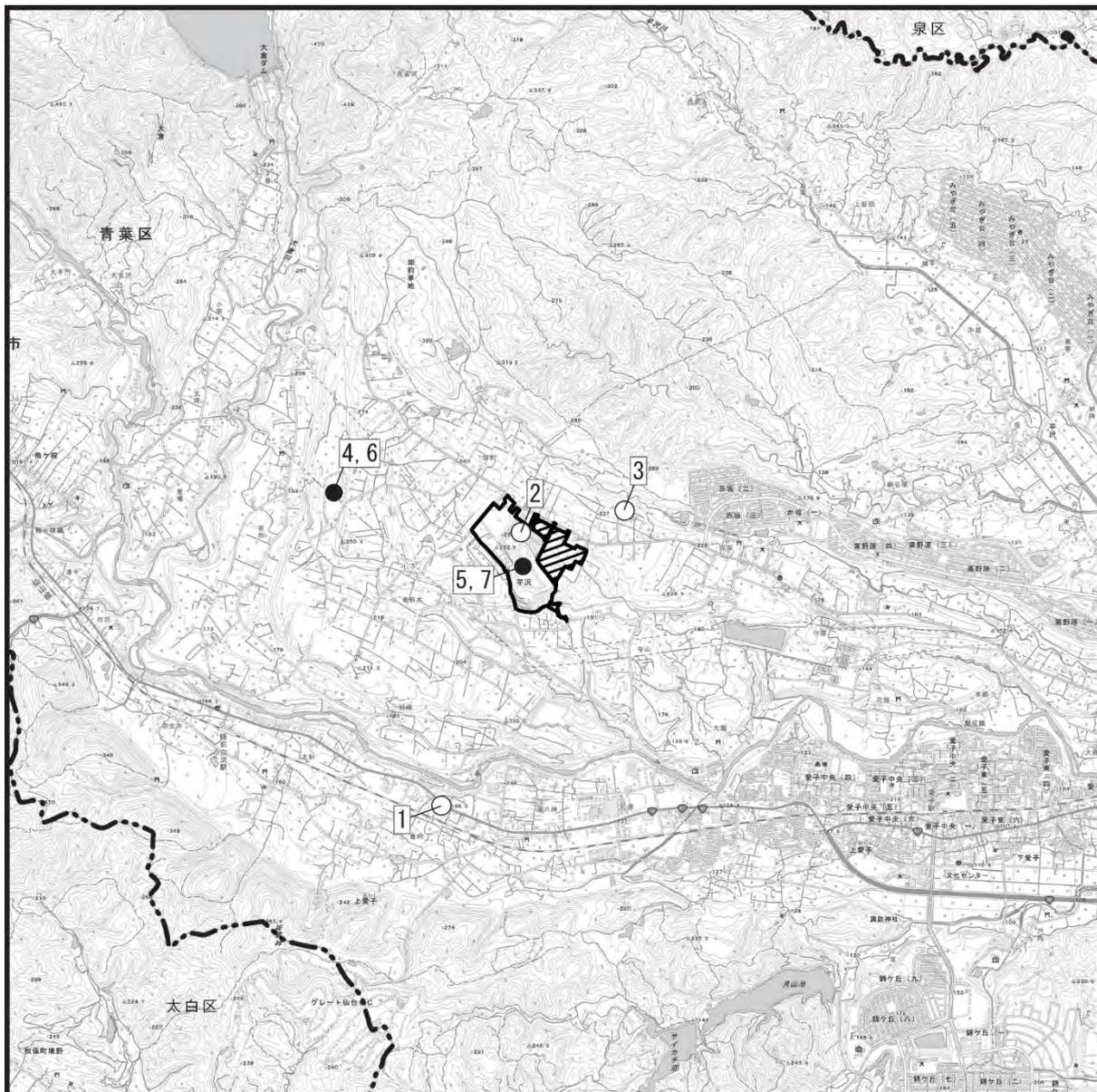
No.	許可業者名	処分方法	処理できる産業廃棄物の種類	施設の種類の種類
4	(株) ジャパンクリーン	埋立	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、鋳さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物	管理型
5	仙台環境開発 (株)	埋立	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器、鋳さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物	管理型

<最終処理 (特別管理産業廃棄物) >

No.	許可業者名	処分方法	処理できる産業廃棄物の種類	施設の種類の種類
6	(株) ジャパンクリーン	埋立	廃石綿等	管理型
7	仙台環境開発 (株)	埋立	廃石綿等	管理型

注) No. は図3.2-7に対応する。

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(令和3年4月1日現在、仙台市ホームページ)



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 産業廃棄物中間処理施設(1～3)
-  : 産業廃棄物最終処理施設(4～7)

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(令和3年4月1日現在、仙台市ホームページ)

図3.2-7 産業廃棄物処理施設位置図



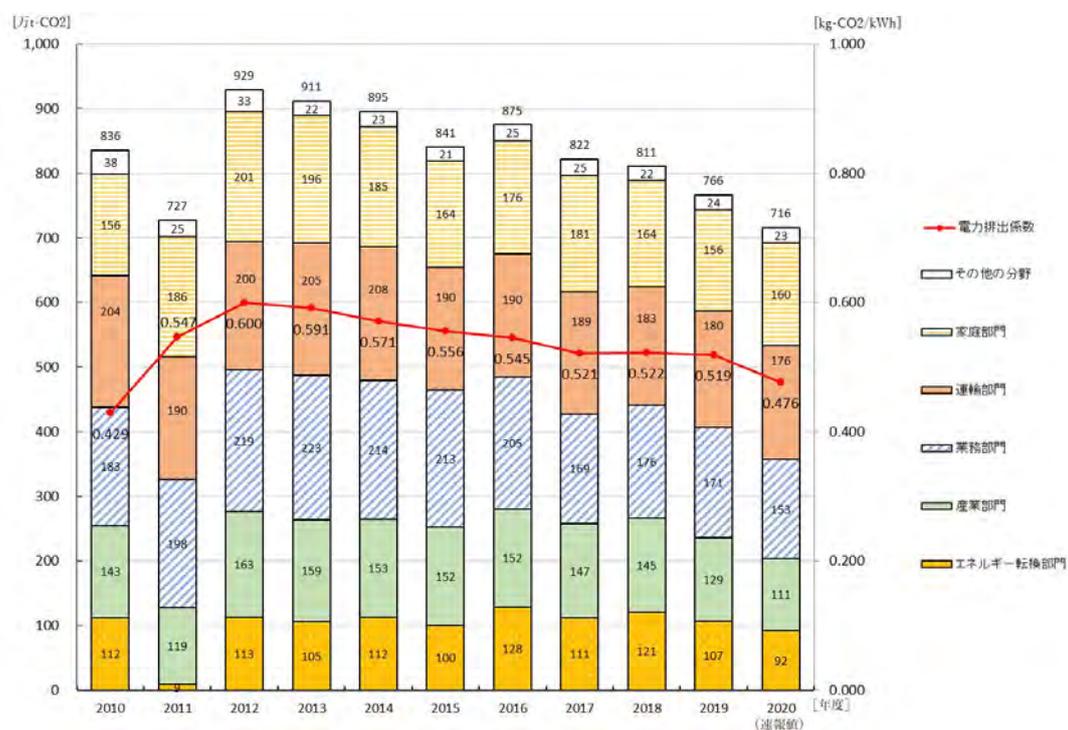
S=1:50,000

0 500 1,000 2,000m

(4) 温室効果ガス

「仙台市の温室効果ガス排出量」（令和5年2月閲覧、仙台市ホームページ）によれば、仙台市域における令和2年度（2020年度）温室効果ガス排出量速報値は、排出量で716万t-CO₂となり、基準年度である平成25年度（2013年度）から21.4%減少であり、令和元年度（2019年度）温室効果ガス排出量確定値と比較して6.5%減少であった。

仙台市域の温室効果ガス排出量の推移は図3.2-8に示すとおりである。



出典：「仙台市の温室効果ガス排出量」（令和5年2月閲覧、仙台市ホームページ）

図3.2-8 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院及び社会福祉施設等は、表3.2-15及び図3.2-9に示すとおりである。

対象事業計画地の南西近傍には、社会福祉施設が3施設（自生苑、自生苑サテライト及びますみ学園）存在する。

表3.2-15(1) 配慮が必要な施設等(教育施設)

施設名	施設名
大沢幼稚園	錦ヶ丘小学校
愛子幼稚園	上愛子小学校
大沢小学校	大沢中学校
川前小学校	広瀬中学校
愛子小学校	錦ヶ丘中学校
広瀬小学校	仙台高等専門学校

出典：「せんだい暮らしのマップ（教育・子育て）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）
「令和3年度学校所在地一覧」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）
「特別支援学校幼児児童生徒数・学級数」（令和3年5月1日現在、宮城県ホームページ）
「私立学校名簿（令和3年度版）」（令和3年5月1日現在、宮城県ホームページ）

表3.2-15(2) 配慮が必要な施設等(病院)

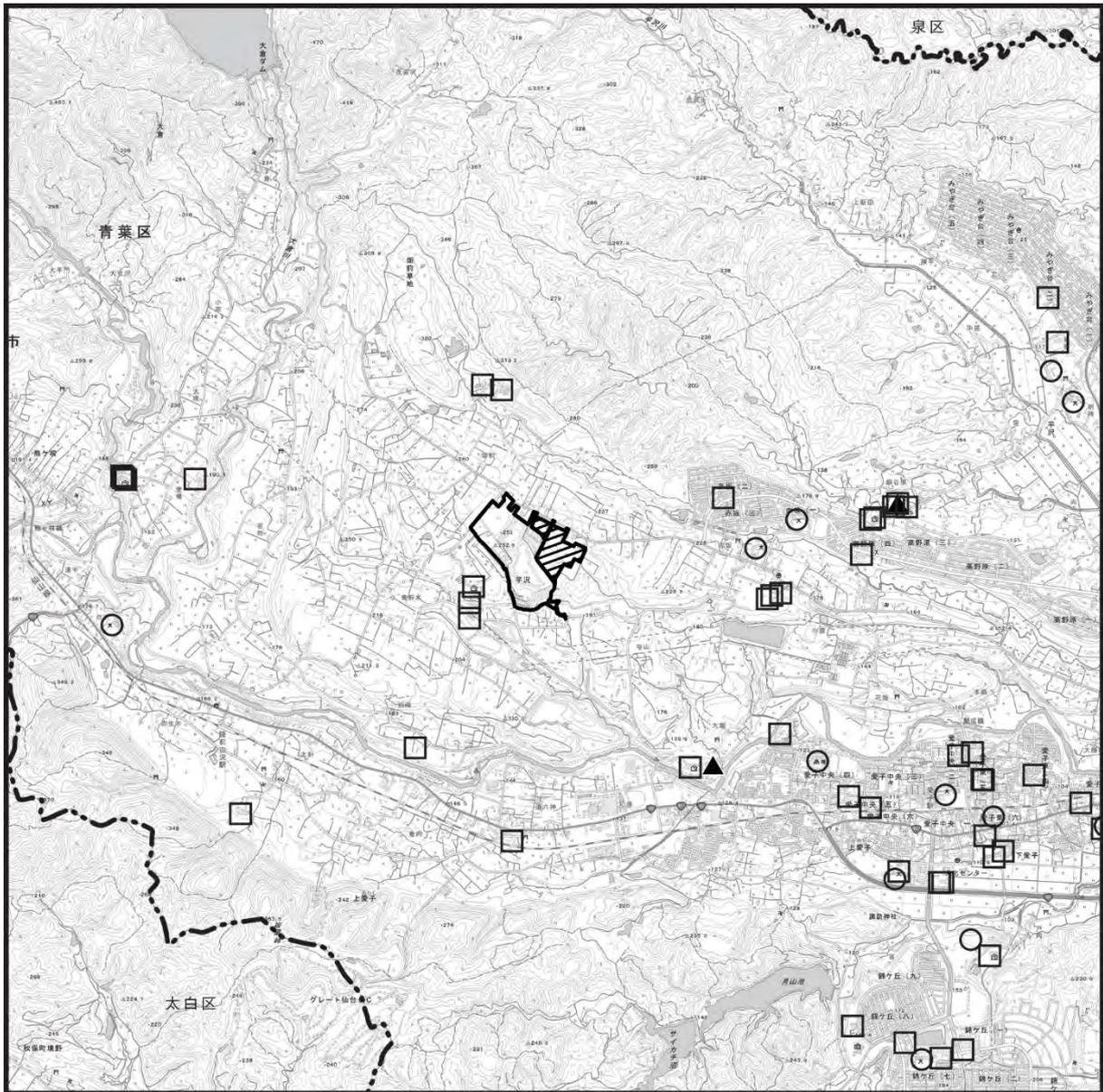
施設名	施設名
仙台エコー医療療育センター	西仙台病院

出典：「せんだい暮らしのマップ（健康・福祉・医療）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）
「医療施設情報（仙台市病院名簿）」（令和4年4月1日現在、仙台市ホームページ）

表3. 2-15(3) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

施設名	施設名
川前ばれっと保育園	ひかり苑
あっぷる愛子保育園	おおぞら学園
アスク愛子保育園	仙台市川前老人憩の家
コスモス錦保育所	ことのは
大沢児童館	おおさわデイサービスセンター
川前児童館	ウエックデイサービスセンター愛子東
広瀬マイスクール児童館	茶話本舗デイサービス 仙台愛子亭
愛子児童館	アサヒサンククリーン株式会社あやしデイサービスセンター
錦ヶ丘児童館	デイサービスセンター陽だまりの家
せせらぎ保育園	社会福祉法人共和会おおくらデイ・サービスセンター
ヤクルトあやしつばめ保育園	大沢広陵地域包括支援センター
愛子すぎのここども園	エコーが丘
カール英会話チルドレン	自生苑
友愛幼稚園	自生苑サテライト
宮城社会福祉センター	洛風苑
みつばち	仙台敬寿園
エコー療育園	思行園
あおば園	グループホームさくら高野原
清風園	ハートピアエスト
ますみ学園	広瀬の郷
ワークしんせい	祥葉苑
いがぐり作業所	ショートステイはぎの里
ポケット	仙台市社会福祉協議会青葉区宮城支部事務所

出典：「せんだいくらしのマップ(健康・福祉・医療)」(令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ)



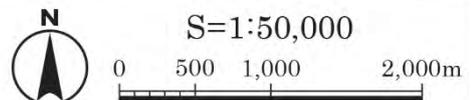
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

- : 対象事業計画地
- : 既設処分場(第1期～第4期)
- : 区界
- : 教育施設
- : 病院
- : 社会福祉施設

出典：「せんだいぐらしのマップ（教育・子育て、健康・福祉・医療）」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）
 「令和3年度学校所在地一覧」（令和4年6月閲覧、仙台市ホームページ）
 「特別支援学校幼児児童生徒数・学級数」（令和3年5月1日現在、宮城県ホームページ）
 「私立学校名簿（令和3年度版）」（令和3年5月1日現在、宮城県ホームページ）
 「医療施設情報（仙台市病院名簿）」（令和4年4月1日現在、仙台市ホームページ）

図3.2-9 配慮が必要な施設等



3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア 自然公園区域

調査範囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園は存在しない。また、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園の指定状況は、図3.2-10に示すとおりであり、「船形連峰」がある。

イ 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は存在しない。また、「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定状況は、図3.2-10に示すとおりであり、「蕃山・斉勝沼」がある。

ウ 鳥獣保護区

調査範囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定状況は、図3.2-11に示すとおりであり、特定猟具使用禁止区域の「仙台西」、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の「奥武士」及び「大倉ダム」があり、広瀬川が指定猟法禁止区域に指定されている。

エ 風致地区

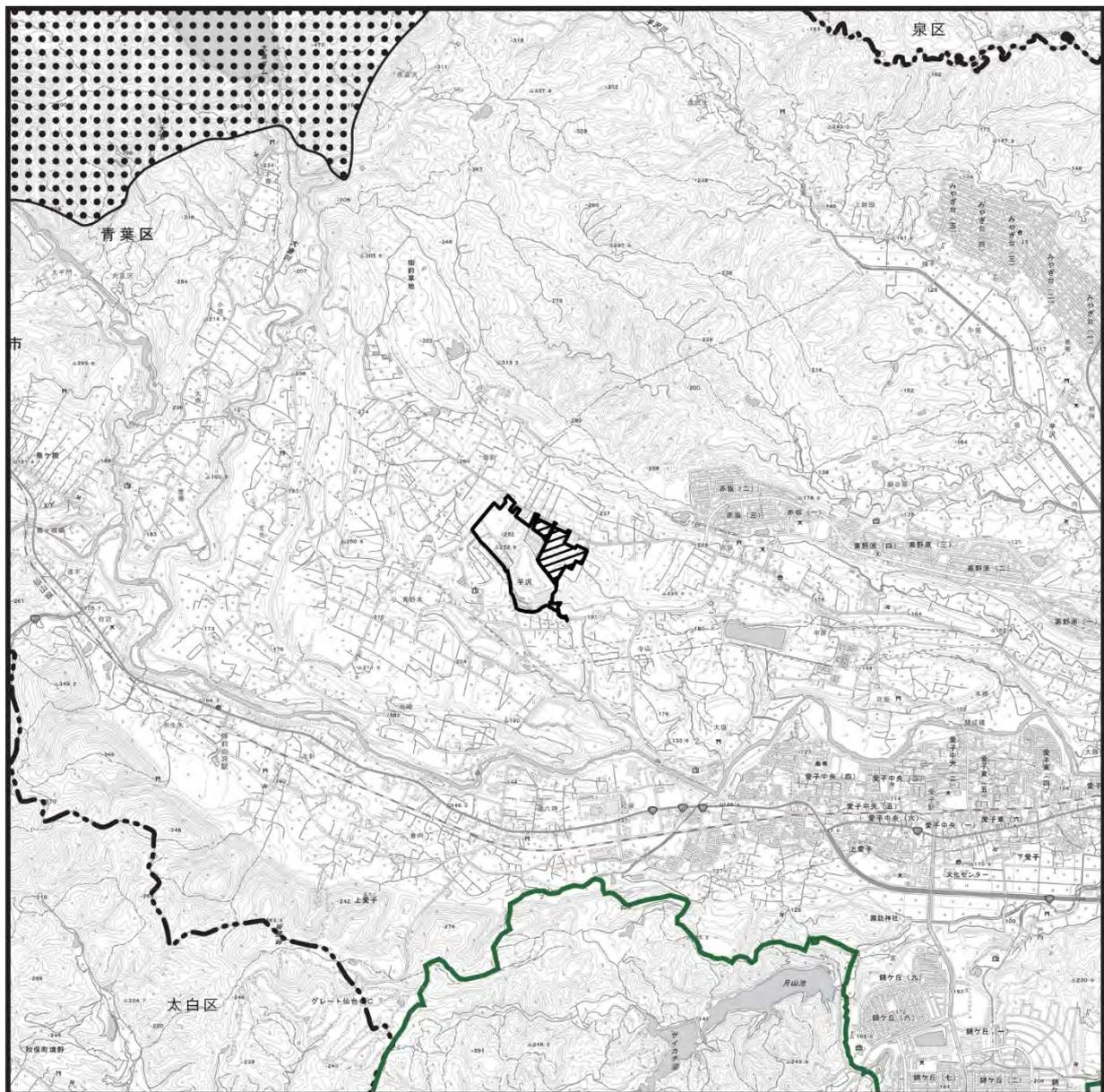
調査範囲には、「都市計画法」に基づく風致地区は存在しない。

オ 特別緑地保全地区及び緑化重点地区

調査範囲には、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区及び緑化重点地区は存在しない。

カ 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく指定状況は、図3.2-12に示すとおりである。



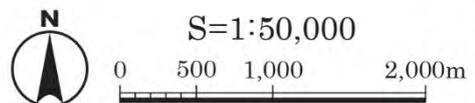
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

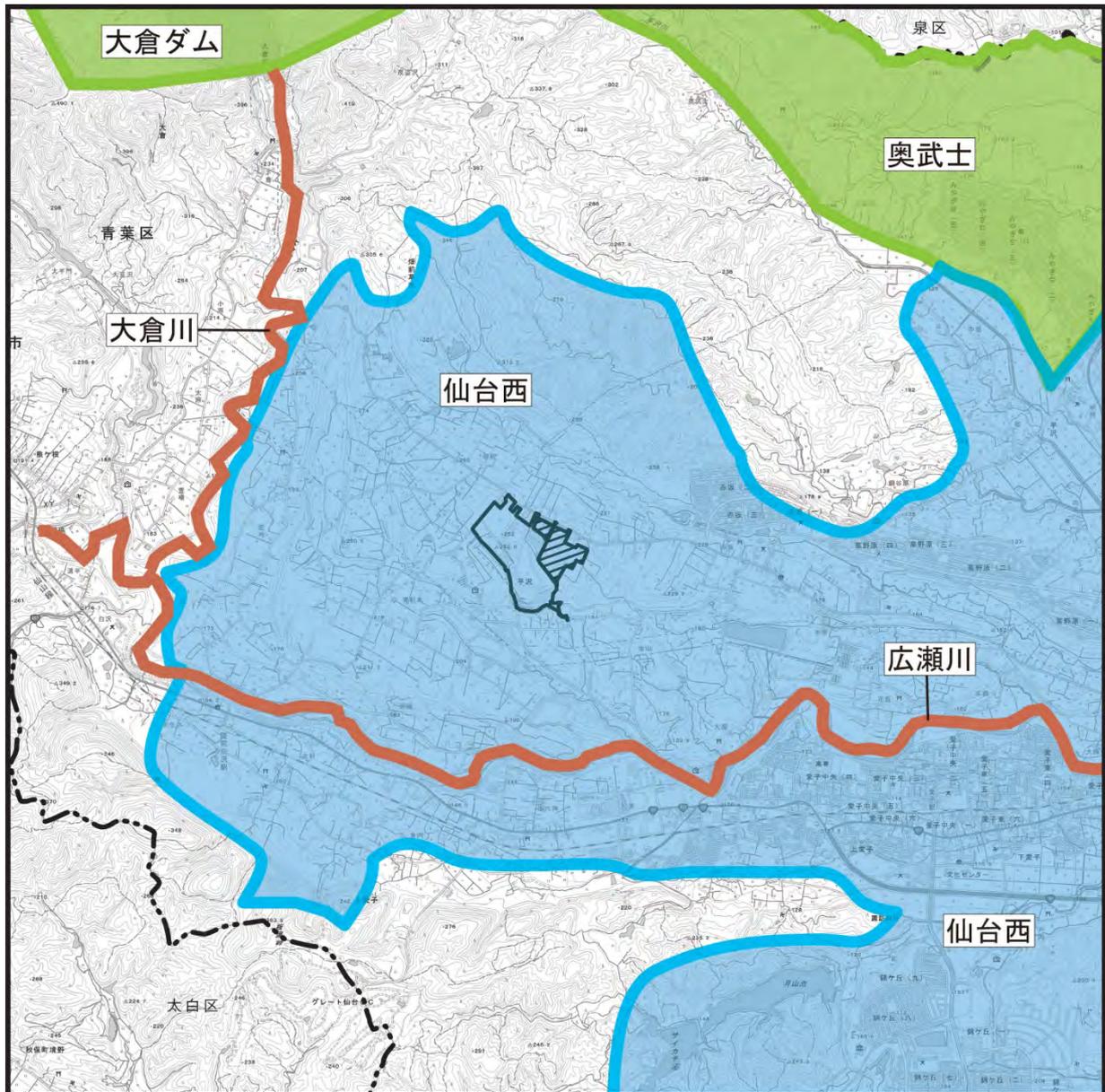
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 県立自然公園
-  : 県緑地環境保全地域

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（令和3年4月1日、仙台市）
「国立・国定公園及び県立自然公園」（令和4年4月閲覧、宮城県ホームページ）

図3.2-10 県立自然公園及び
県緑地環境保全地域





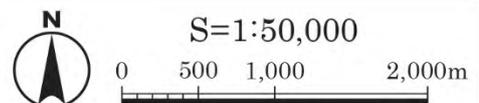
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

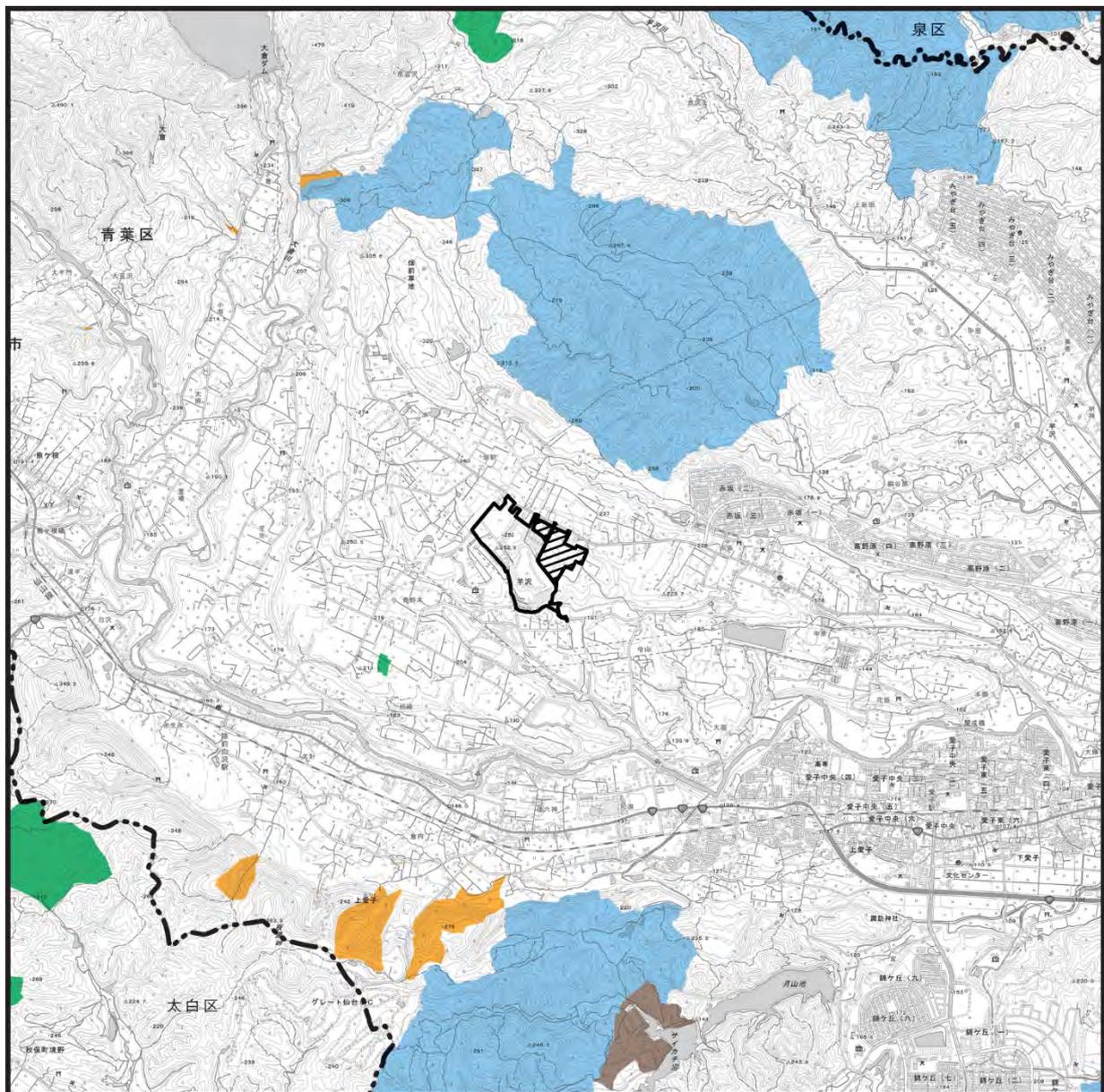
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域

出典:「令和3年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(令和3年10月、宮城県)

図3.2-11 鳥獣保護区





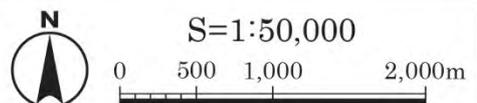
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 水源かん養保安林(国有林)
-  : 水源かん養保安林(民有林)
-  : 土砂流出防備保安林(民有林)
-  : 干害防備保安林、保健保安林(民有林)

出典:「環境アセスメントデータベース EADAS(地理情報システム)」(令和4年9月閲覧、環境省ホームページ)

図3.2-12 保安林



キ 保全樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲には、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区及び緑化重点地区は存在しない。

仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」の調査範囲における指定状況は表3.2-16及び図3.2-13に示すとおりである。

なお、調査範囲には「保存樹林」及び「保存緑地」は存在しない。

調査範囲内では「保存樹木」が7箇所（10本）指定されている。対象事業計画地の北西側約400mには保存樹木に指定されている「下愛子のかんざしざくら」があり、市の天然記念物にも指定されている。

表3.2-16 保存樹木

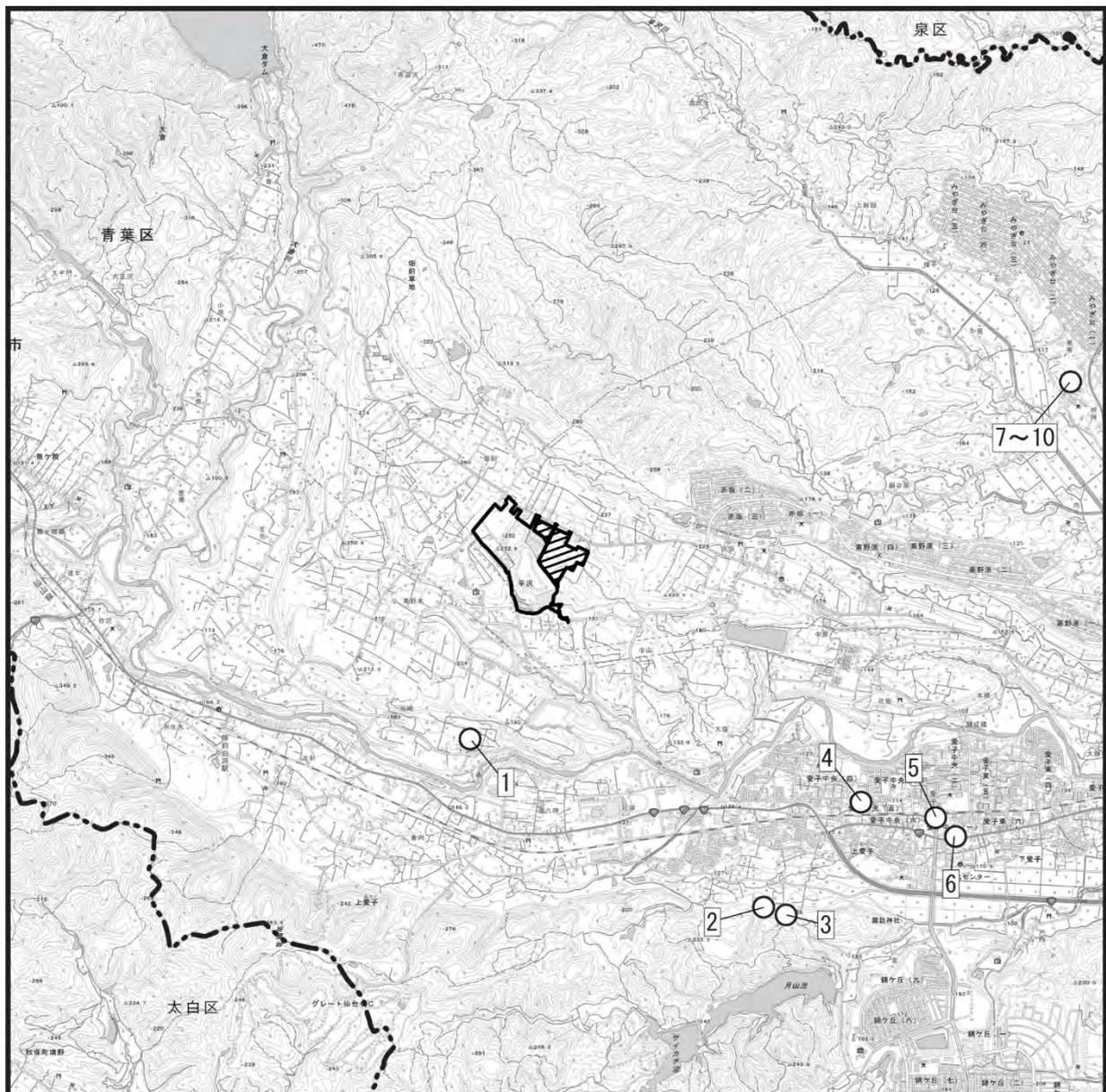
番号	所在地	呼称	樹種
1	仙台市青葉区芋沢八幡	芋沢のいとひば	ヒヨクヒバ
2	仙台市青葉区上愛子芋郷	上愛子のあかがし	アカガシ
3		同慶寺のいろはもみじ	イロハモミジ
4	仙台市青葉区愛子中央5丁目	せいざん（愛子）の臥龍梅	ウメ
5	仙台市青葉区愛子中央1丁目	愛子駅前のしだれざくら	シダレザクラ
6		下愛子のかんざしざくら	カンザシザクラ
7	仙台市青葉区芋沢明神	宇那禰神社のひのき	ヒノキ
8		宇那禰神社のすぎ(1)	スギ
9		宇那禰神社のすぎ(3)	スギ
10		宇那禰神社のすぎ(4)	スギ

注) 表中の番号は、図3.2-13に対応する。

所在地は地図上での読取である。

出典：「杜の都の名木・古木」（令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ）

「公園・スポーツ・文化マップ」（令和4年4月閲覧、せんだいぐらしのマップホームページ）



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

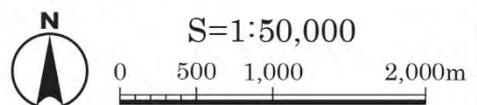
-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 保存樹木(1～10)

注) 図中の番号は、表 3.2-16 に対応する。

出典: 「杜の都の名木・古木」(令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ)

「公園・スポーツ・文化マップ」(令和4年4月閲覧、せんだいぐらしのマップホームページ)

図3.2-13 保存樹木



(2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

1) 大気汚染

ア 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3.2-17に示すとおりである。
なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）では、二酸化窒素定量目標を「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」としている。

表3.2-17 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」

（昭和53年7月11日 環境庁告示38号、改正 平成8年10月25日 環境庁告示74号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日、環境省告示33号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号、最終改正 平成30年11月19日 環境庁告示100号）

イ 排出基準等

「大気汚染防止法」において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類（一般粉じん、特定粉じん、ばい煙）ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められている。

2) 騒音

ア 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3.2-18に示すとおりである。また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図3.2-14に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、指定地域に該当しない。

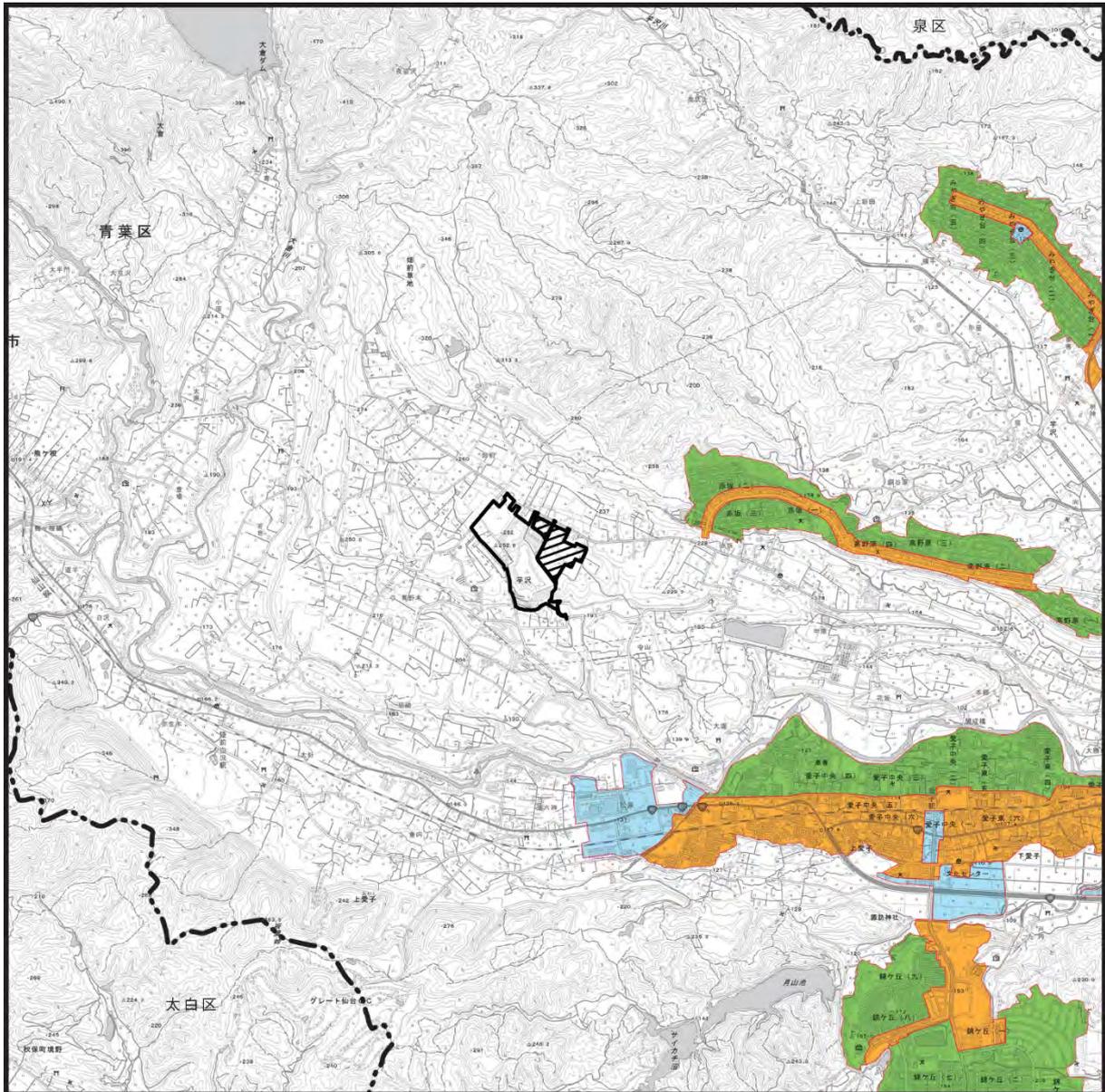
表3.2-18 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50 dB 以下	40 dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 （AAの項に掲げる地域を除く。）	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	準住居地域 近隣商業地域 （Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	近隣商業地域 （Bの項に掲げる地域を除く。）	一般地域	60 dB 以下	50 dB 以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		70 dB 以下	65 dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（窓を閉めた屋内）		45 dB 以下	40 dB 以下

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号、最終改正 令和2年3月30日 環境省告示第35号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日 仙台市告示第126号）



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

 : 対象事業計画地

 : 既設処分場(第1期～第4期)

 : 区界

 : A類型、a区域

 : B類型、b区域

 : C類型、c区域

注 A類型、B類型、C類型については「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)に基づき作図した。

a区域、b区域、c区域については「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)に基づき作図した。

図3.2-14 騒音に係る環境基準類型図及び地域の区分図



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000m

イ 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表3. 2-19に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図3. 2-14に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、b区域に該当する。

表3. 2-19 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分			要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 文教地区	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	近隣商業地域 (aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。) 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
c	近隣商業地域 (bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域		75 dB 以下	70 dB 以下

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日 環境省令第32号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月27日 仙台市告示第230号）

ウ 規制基準

騒音規制法に基づき、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

騒音規制法、宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準は、表3.2-20～表3.2-22に示すとおりである。調査範囲の騒音規制地域区分は図3.2-15に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、工場・事業場等に係る騒音の規制基準が第二種区域、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準が一号区域の規制が適用される。

表3.2-20 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区	50 dB	45 dB	40 dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	55 dB	50 dB	45 dB
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	55 dB	50 dB
第四種区域	工業地域	65 dB	60 dB	55 dB

注1) 基準は敷地境界線上。

注2) 第二種、第三種、第四種区域では、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

注3) 仙台市における第二種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。

注4) 仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第二種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第185号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

表3. 2-21 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機 またはくい打くい抜機（圧入式を除 く）を使用する作業（くい打機をア ースオーガーと併用する作業を除く）	85 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が 連続的に移動する作業は1日の作業に 係る2地点間最大距離が50mを超え ない作業に限る）							
4. 空気圧縮機（原動機の定格出力が15kw 以上を使用する作業）（さく岩機の動 力として使用する作業を除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の混練 容量が0.45m ³ 以上）またはアスファ ルトプラント（混練機の混練容量が 200kg以上）を設けて行う作業（モル タルを製造するためにコンクリート プラントを設けて行う作業を除く）							
6. バックホウを使用する作業（原動機の 定格出力が80kw以上のものに限る）							
7. トラクターショベルを使用する作業 （原動機の定格出力が70kw以上のも のに限る）							
8. ブルドーザーを使用する作業（原動機 の定格出力が40kw以上のものに限る）							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第186号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号）

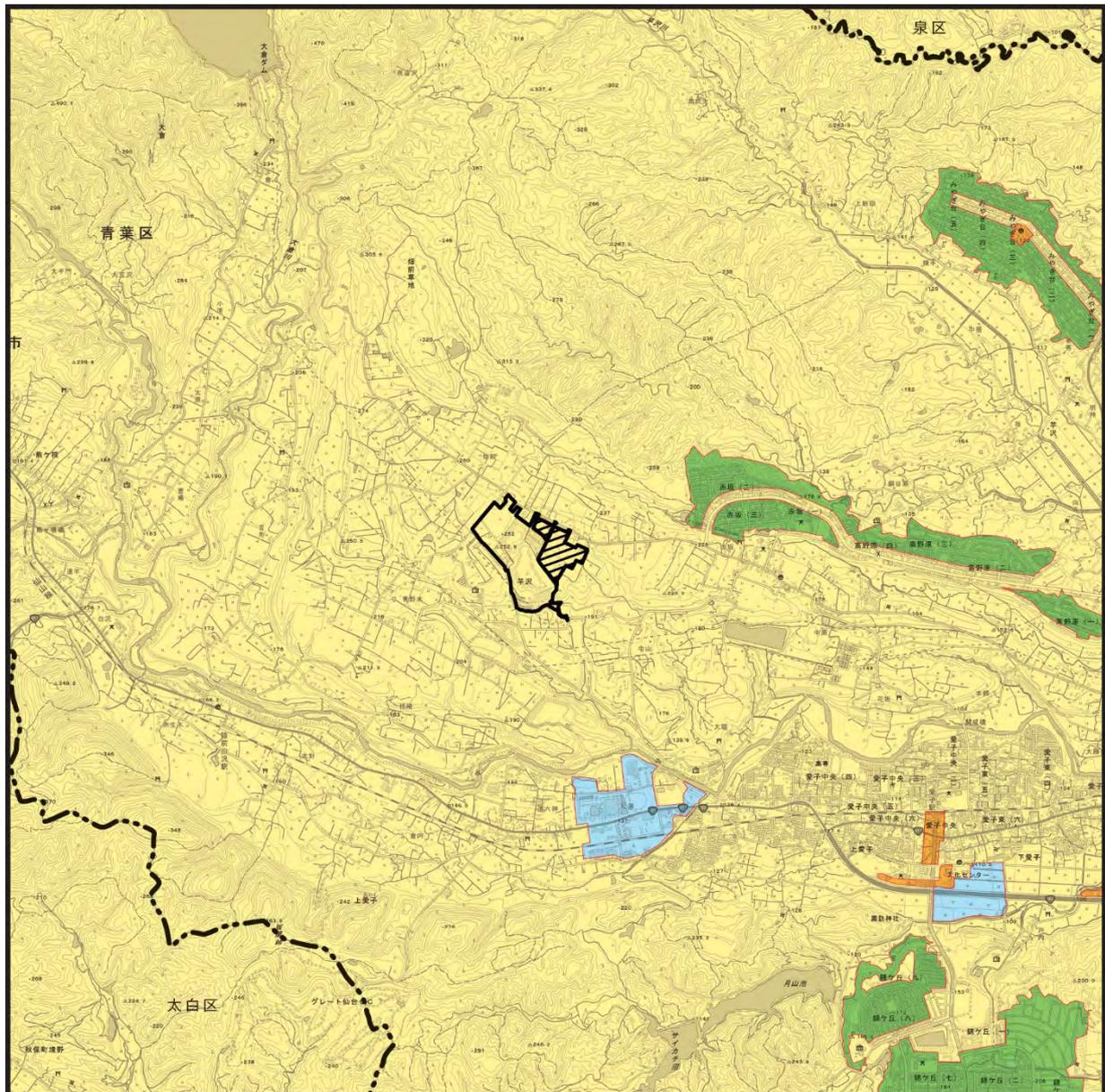
表3.2-22 指定建設作業騒音に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80 dB 以下 (但し学校等の 周囲 50mの 区域内にある 場合には 75dB 以下)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10時 間以 内	14時 間以 内	連続 6日 以内	日曜・休日における 作業の 禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則25号）



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

 : 対象事業計画地

 : 既設処分場(第1期～第4期)

 : 区界

 : 第一種区域

 : 第二種区域

 : 第三種区域

 : 第四種区域

注 「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)に基づき作図した。

図3.2-15 工場・事業場等に係る騒音規制区域



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000m

3) 振動

ア 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表3. 2-23に示すとおりである。対象事業計画地は、市街化調整区域のため、第一種区域に該当する。

表3. 2-23 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの。） 市街化調整区域又は地区の指定のない地域		65 dB	60 dB
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域		70 dB	65 dB

注) 基準は敷地境界線上。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号、改正 令和3年3月25日環境省令第3号）
「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第188号、最終改正 平成27年6月22日 仙台市告示287号）
「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）

イ 規制基準

振動規制法に基づき、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

振動規制法、宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準は、表3. 2-24～表3. 2-26に示すとおりである。

対象事業計画地は、市街化調整区域のため、工場・事業場等に係る騒音の規制基準が第一種区域、特定建設作業及び指定建設作業の規制基準が一号区域の規制が適用される。

表3.2-24 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60 dB	55 dB
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

注1) 基準は敷地境界線上。

注2) 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

注3) 仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第一種区域の基準を適用する。

注4) 仙台市における市街化調整区域及び地域の指定のない地域は第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第188号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

表3.2-25 特定建設作業振動に係る基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続作業日数	作業日の制限
		開始終了		実働時間			
		一号区域	二号区域	一号区域	二号区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）、くい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業	75 dB 以下	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカーを使用する作業（手持式を除く）							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内の地域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外の地域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

表3. 2-26 指定建設作業振動に係る基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業 日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75 dB 以下 (但し学校等の周囲 50m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以内区域。

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲80m以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例5号）

4) 悪臭

ア 悪臭防止法

悪臭防止法では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質（22項目）による濃度規制が行われている。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表3.2-27に示すとおりである。規制地域の範囲は図3.2-16に示すとおりであり、対象事業計画地は、市街化調整区域のため、規制地域に該当しない。

表3.2-27 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

特定悪臭物質の種類	基準濃度	特定悪臭物質の種類	基準濃度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

イ 宮城県公害防止条例

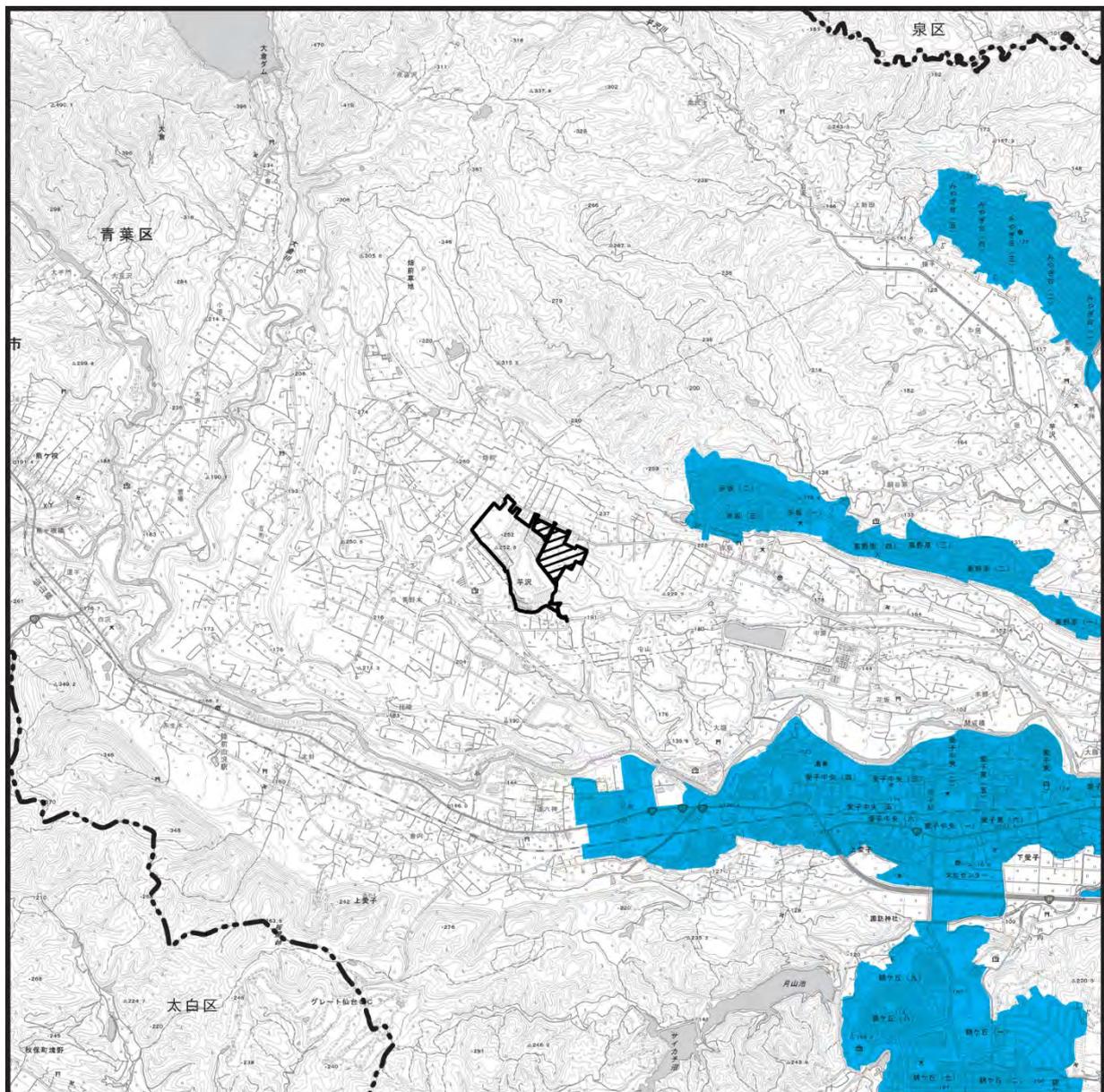
宮城県公害防止条例では、県内全域（悪臭防止法指定地域を除く）における特定施設を対象に臭気指数による規制基準（敷地境界で臭気指数15）が定められている。

ウ 宮城県悪臭公害防止対策要綱

宮城県悪臭公害防止対策要綱では、県内全域について悪臭防止法及び宮城県公害防止条例の規制対象外の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の事業場を対象に臭気強度による規制基準（敷地境界で臭気強度1.8）が定められている。

エ 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市悪臭対策指導要綱では、市内全域の工場・事業場を対象に臭気指数による指導基準（敷地境界で臭気濃度10）が定められている。



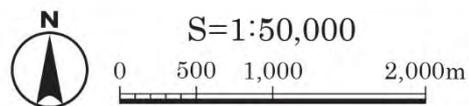
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 悪臭防止法による規制区域

注「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)に基づき作図した。

図3.2-16 悪臭防止法による規制区域



5) 水質

ア 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）（表3.2-28）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）（表3.2-29）が設定されている。また、ダイキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境基準（表3.2-37）が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等26項目が「要監視項目」（表3.2-30）とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、河川、海域、湖沼等において水域類型が設定されている。調査範囲においては、図3.2-17に示すとおり、広瀬川が鳴合橋より上流がA類型、鳴合橋より下流がB類型に指定されている。

表3.2-28 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 ^{※1}	項目	基準値 ^{※1}
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと ^{※2}	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{※2}	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと ^{※2}	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

※1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表1人の健康の保護に関する環境基準」

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正 令和3年10月7日 環境庁告示第62号）

表3.2-29 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級，自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級，水産1級，水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級，水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級，工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級，農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級，環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

注1) 基準値は日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については，水素イオン濃度6.0以上7.5以下，溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ，フナ等，β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち，生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち，生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

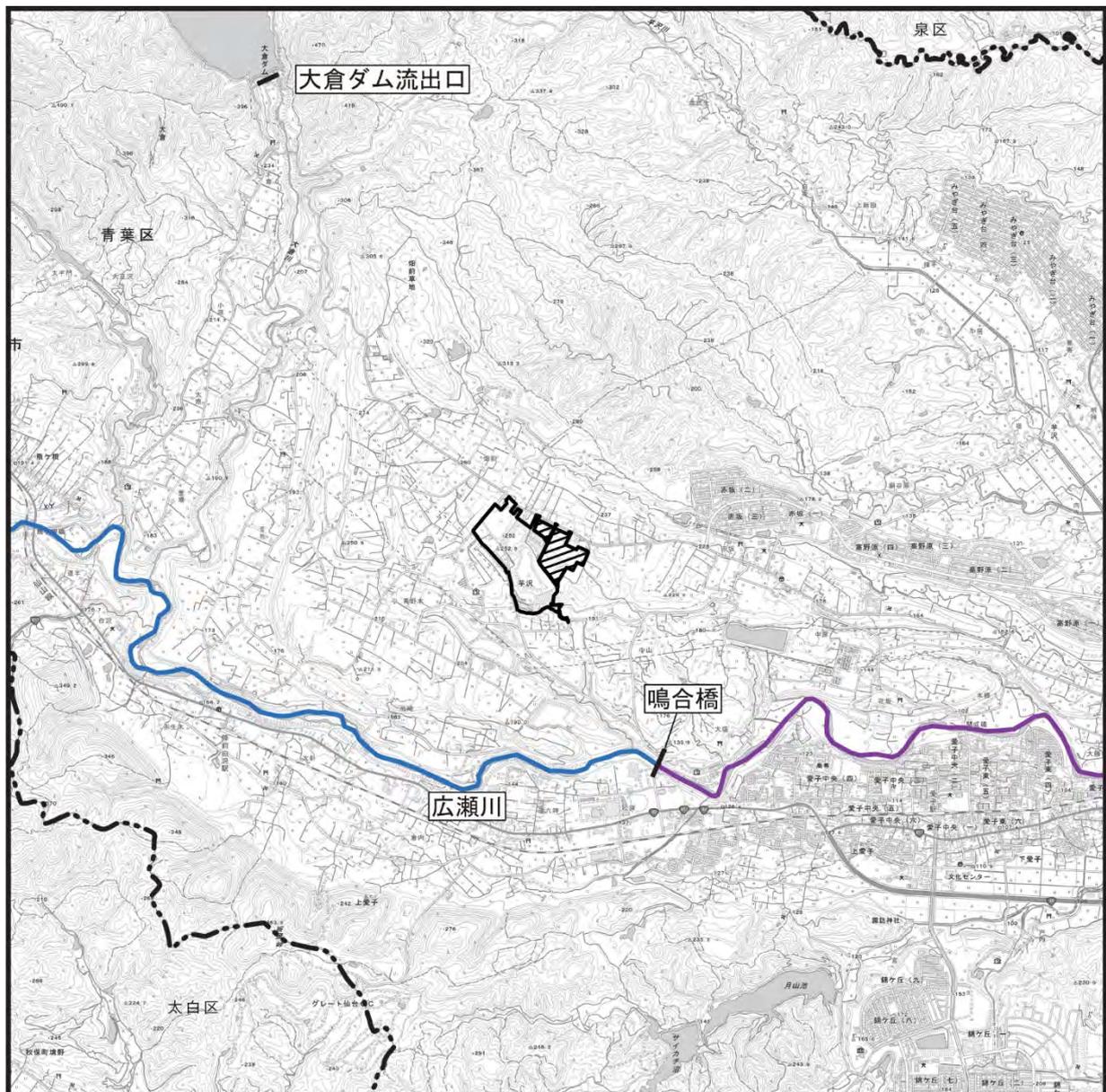
出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正 令和3年10月7日 環境庁告示第62号)

表3. 2-30 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下※ (暫定値) ※PFOS 及び PFOA の合計値
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下		

出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号 令和2年5月28日）



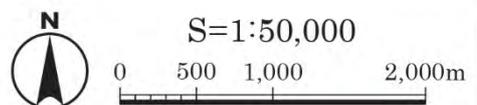
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : A類型
-  : B類型

出典:「水質環境基準と類型あてはめ」(令和4年11月閲覧、宮城県ホームページ)

図3.2-17 水域類型図



ア 排水基準

水質汚濁防止法、宮城県または仙台市の条例により、事業場等の排水が規制されている、排水基準は表3.2-31及び表3.2-32に示すとおりである。

また、下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水は、表3.2-33に示すとおり、下水道法及び仙台市下水道条例により排水基準が定められている。

仙台市では、市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全し、次代へ引き継いでゆくために「広瀬川の清流を守る条例」（昭和49年制定、仙台市）を制定し、広瀬川全流域の水質を守るため、水質保全区域を指定しており、当該区域内の事業所等から広瀬川へ排出される排水について規制基準を定めている。排水の規制基準は表3.2-34、水質保全区域は図3.2-18に示すとおりである。対象事業計画地は水質保全区域に位置する。

表3.2-31 排水基準(有害物質)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
		ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと		海域 230 mg B/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L		海域 15 mg F/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1) 「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日前からゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用する工場等に係る排水については、当分の間、適用しない。(仙台市公害防止条例)

注3) カドミウム及びその化合物に係る仙台市公害防止条例の排水基準は0.1mg Cd/L。

注4) トリクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は0.3mg/L。

注5) 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は0.2mg/L。

注6) 砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物及びふっ素及びその化合物についての規制基準は、温泉を利用する公衆浴場に属する事業場に係る排水についてこの表の基準を適用しない。(公害防止条例規則(宮城県))

出典: 「排水基準を定める省令」

(昭和46年6月21日 総理府令第35号、最終改正 令和4年5月17日 環境省令第17号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表3. 2-32 排水基準(生活環境項目)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県 公害 防止 条例	仙台市 公害 防止 条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ^{注2,6}			
			下水道 整備区域	その他 の区域		
適用される工場または事業場における 1日当りの平均的な排出水の量		50m ³ 以上	25m ³ 以上		50m ³ 以上 (25m ³ 以上 ^{注5})	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L) ※海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合 に適用		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量(COD)(mg/L) ※海域・湖沼に排出する場合に適用		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類(mg/L)	5	5	5	5	5
	動植物油脂類(mg/L)	30	30	30	30	30
フェノール類含有量(mg/L)		5	5	5	5	5
銅含有量(mg/L)		3	3	3	3	3
亜鉛含有量(mg/L)		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量(mg/L)		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量(mg/L)		10	10	10	10	10
クロム含有量(mg/L)		2	2	2	2	2
弗素含有量(mg/L)		—	—	—	—	15
大腸菌群数 [個/cm ³]		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量 ^{注3} (mg/L)		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
燐含有量 ^{注4} (mg/L)		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

注1) ()の数値は日間平均値。

注2) 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川うどう溜池から七北田川との合流点までの範囲に排出する1日当たりの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。

注3) 青下ダム貯水池、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

注4) 青下ダム貯水池、大倉ダム貯水池、月山池、七北田ダム貯水池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

注5) 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに注2)の地域に排出する場合は、1日当たりの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

注6) 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号、最終改正 令和4年5月17日 環境省令第17号）

「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年05月30日 環境庁告示27号、最終改正 平成12年12月14日 環境庁告示78号）

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」

(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号、最終改正 平成14年3月27日 宮城県条例第21号)

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

表3. 2-33 排水基準(下水)

項目	基準値	
水温	45℃未満	
水素イオン濃度 (pH)	5.0 を超え 9.0(12) 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (1200) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS)	600 (1200) mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類	30(150) mg/L 以下
よう素消費量	220 mg/L 未満	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンプ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 【230】 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 【15】 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	

注1) () 内の数値は、日平均排水量50m³未満の事業場に適用される。

注2) 【 】内の数値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」（昭和33年4月24日 法律第79号、最終改正 令和4年6月17日 法律第68号）

「仙台市下水道条例」（昭和35年10月10日 仙台市条例第19号）

表3. 2-34 広瀬川の清流を守る条例(水質保全区域)に基づく排水規制基準

- 1 TOC(全有機炭素)の排出濃度は、排出先(区間)と排出量*によって決まる。TOCは、BOD(生物化学的酸素要求量)と読み替えること。
- 2 残留塩素は、0.1mg/リットル以下であること。
- 3 外観は、広瀬川の水を著しく変化させるような色または濁りのないこと。
- 4 温度は、広瀬川の水を著しく変化させるような排水温度でないこと。
- 5 臭気は、広瀬川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水でないこと。

注1) 1は平均的な排出水量が10立方メートル/日以上の場合に適用される。

注2) 規制がかからない場合においても、規制基準の最低濃度(TOC20mg/リットル)を守って排水するよう協力を求められている。

注3) 2から5は排出水量に関わらず規制が適用される。

【工場等の排出許容負荷量】

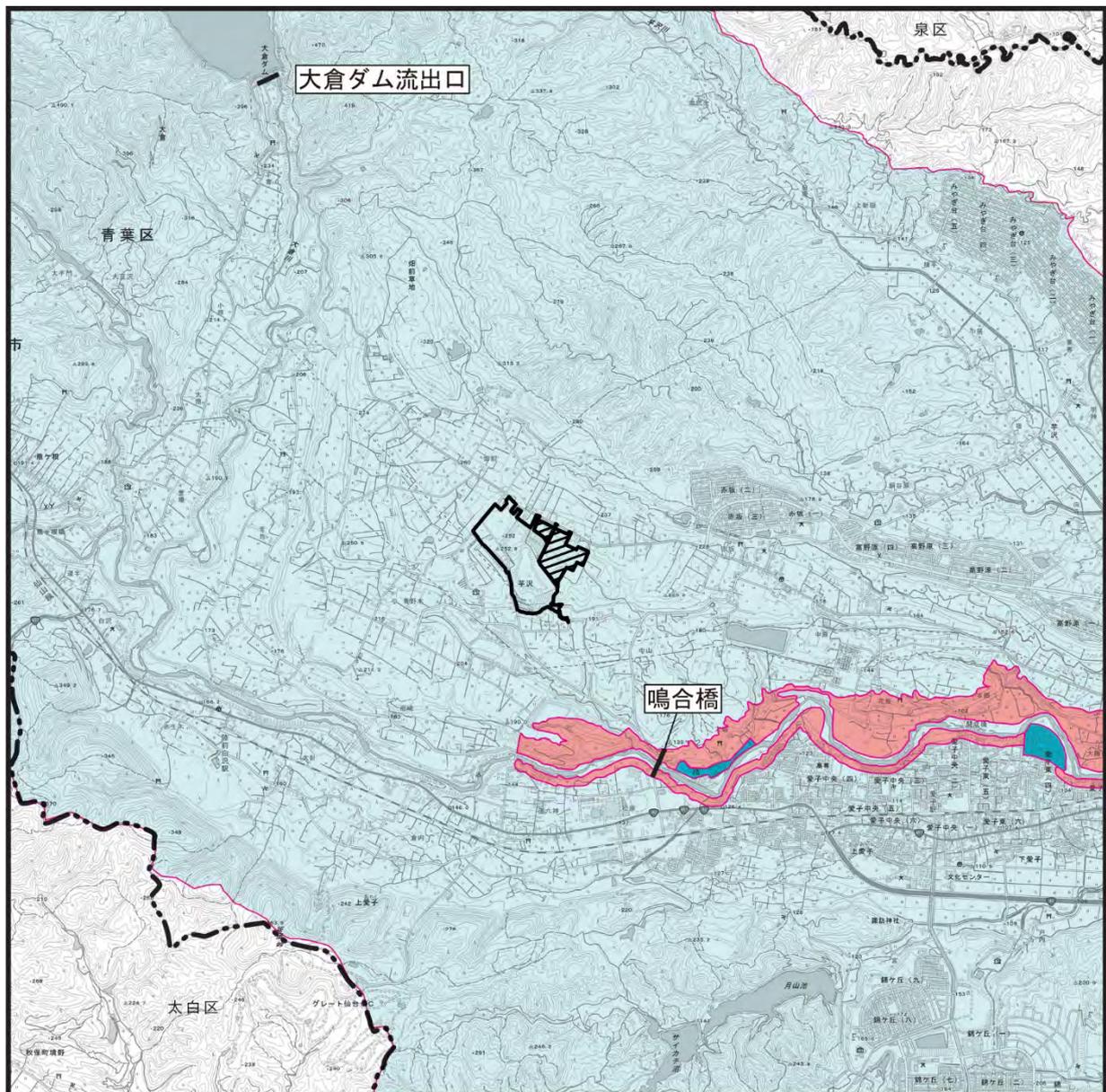
区間		許容負荷量 (1日あたりの TOC 負荷量 kg/日)	水質管理 基準流域
A	大倉川(ダム流出口より上流)	11.6	一種
B	大倉川(ダム流出口より下流)	7.7	一種
C	鳴合橋より上流(大倉川を除く)	46.2	二種
D	鳴合橋～郷六堰	52.1	三種
E	郷六堰～牛越橋	48.2	三種
F	牛越橋～愛宕橋	179.1	三種
G	愛宕橋～名取川合流前	46.7	三種

【工場等の排水濃度(TOC 濃度単位 1 リットルにつきミリグラム)】

河川の基準流量*に対する 排出量の比率	一種水質管理 基準水域	二種水質管理 基準水域	三種水質管理 基準水域
5 パーセント以上	3 以下	3 以下	3 以下
0.5 パーセント以上	3 以下	5 以下	5 以下
0.1 パーセント以上	7 以下	7 以下	10 以下
0.01 パーセント以上	10 以下	15 以下	15 以下
0.01 パーセント未満	15 以下	20 以下	20 以下

※ 基準流量とは、広瀬川の通常状態における最も少ない時の流量をいう。

出典：「広瀬川の清流を守る条例に基づく排水規制基準」(令和4年4月閲覧 仙台市ホームページ)



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

 : 対象事業計画地

 : 既設処分場(第1期～第4期)

 : 区界

広瀬川の清流を守る条例

環境保全区域

 : 第一種環境保全区域

 : 第二種環境保全区域

水質保全区域

 : 水質保全区域

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ)
「広瀬川の清流を守る条例」(令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ)

図3.2-18 広瀬川の清流を守る条例



S=1:50,000
0 500 1,000 2,000m

6) 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する環境基準は、表3.2-35に示すとおりである。

表3.2-35 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年3月13日 環境省告示第10号、最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

7) 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき地下水採取の規制が行われている。

対象事業計画地は地下水採取規制地域に指定されていない。

8) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表3.2-36に示すとおりである。

表3.2-36 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
フッ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ホウ素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

注1) 「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成3年8月23日 環境省告示第46号、最終改正 令和2年4月2日環告44号)

9) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表3.2-37に示すとおりである。

表3.2-37 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

10) 日影阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影規制は表3.2-38に示すとおりである。

対象事業計画地は市街化調整区域であり、日影規制の対象とはならない。

表3.2-38 仙台市内の日影規制

対象地域	建築基準法別表第4（に）欄の項	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7m超 または3階以上	1.5 m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	高さ10m超	4.0 m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	高さ10m超	4.0 m	5時間	3時間

出典：「建築基準法」（平成20年5月23日 法律第40号）

「建築基準条例」（昭和35年7月21日 宮城県条例第24号）

11) 景観

仙台市では、平成7年に[杜の都の風土を育む景観条例]を制定し、魅力的な景観形成に取り組んできた。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策を更に充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7月1日より施行した

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別される8つのゾーンに分け、ゾーン毎の特性に応じて良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。対象事業計画地は「自然景観」の「山並み緑地ゾーン」に該当し、景観形成の方針は表3.2-39に示すとおりである。

また、景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出対象となる行為等及び規模（表3.2-40）、良好な景観形成のための行為の制限（表3.2-41）を定めている。

表3.2-39 ゾーン毎の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月、仙台市）

表3.2-40 景観区域における届出対象行為、規模

届出対象行為	建築物	新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	工作物	新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	建築物	高さが20mを超えるもの
		延べ面積が3,000㎡を超えるもの
	工作物	高さが30mを超えるもの
		延長が50mを超える橋りょう, 高架道路, アークード等 高さが6mを超え, かつ延長が50mを超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)
	建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが30mを超えるもの

出典: 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月、仙台市)

表3.2-41 自然景観のゾーンにおける行為の制限

建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、周囲の風景と違和感のない形態・意匠とする。 ・建物配置は、地形に対峙せず、緑地、水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、周囲の風景と違和感のないものとする。 ・屋外設備は、建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 ・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。 ・外壁の基調色は、主に低彩度の色彩とする。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5R～5Yの場合</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	色相	彩度	5R～5Yの場合	4以下	その他の場合	2以下
	色相	彩度						
5R～5Yの場合	4以下							
その他の場合	2以下							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。 ・既存の樹木や緑、水辺を保全し、自然を活用した緑化を工夫する。 							
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 ・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。 						

出典: 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月、仙台市)

(3) 行政計画・方法等

1) 仙台市基本計画

仙台市基本計画においては、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念としている。目指す都市の姿として、環境、共生、学び、活力の視点から、表3.2-42に示すように4つ目指す都市の姿の実現を目指している。また、その実現に向け、表3.2-43に示す重点的に取り組む8つの「チャレンジプロジェクト」を掲げ、SDGsの達成への貢献も合わせてプロジェクトの推進を目指している。

表3.2-42 目指す都市の姿

都市個性	実現のための方向性
環境 自然と都市機能が調和した都市環境	杜の恵みと共に暮らすまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の豊かな自然と、市民の暮らしや都市機能が調和した、世界に通用する風格を備え、住みよさを実感できるまち ・「仙台防災枠組2015-2030」の採択地にふさわしく、自然と人の力を活かした災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
共生 市民の力で築き上げてきた共生社会	多様性が社会を動かす共生のまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまち ・一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を、社会全体がより良い方向に進むための力に変えるまち
学び 一人ひとりの成長につながる学びの風土	学びと実践の機会があふれるまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、個性を尊重されて健やかに育つことができ、地域に対する親しみと学ぶ喜びを実感できるまち ・すべての人に成長の機会があふれ、次の仙台をつくる担い手が育ち、東北や世界の未来にも貢献できる人材を次々と輩出する学びとチャレンジのまち
活力 東北における交流と経済の広域拠点	創造性と可能性が開くまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・企業や起業家等を惹きつけるとともに、新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化や社会的課題の解決、東北の活力につながるまち ・東北と世界を結びつけるハブとしての機能を持つ都市として、グローバルな経済活動や、誰もが楽しめる多彩な交流が生まれるまち

出典：「仙台市基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3.2-43 チャレンジプロジェクト

プロジェクト	目標	実施の方向性
杜と水の都プロジェクト	「杜の都」の風土と文化に巡りあえる都市空間をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の象徴となる都心空間をつくる ・みどりを楽しめる生活空間をつくる ・水辺を楽しめる親水空間をつくる
防災環境都市プロジェクト	持続可能でしなやかな都市環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災の備えを日常生活に織り込む ・環境負荷の低い生活・ビジネススタイルを定着させる ・都市インフラの持続可能性を高める
心の伴走プロジェクト	多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性が尊重される環境をつくる ・孤立しない、つながる仕組みをつくる ・心を支える環境をつくる
地域協働プロジェクト	多様性を力に変える地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な協働が生まれる基盤をつくる ・多様な主体の力を地域に活かす ・地域の交流を活発化させる
笑顔咲く子どもプロジェクト	子どもたちの未来が広がる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲を引き出し、伸ばす教育環境をつくる ・個性に合わせた成長の機会をつくる ・子育てを楽しめる環境をつくる
ライフデザインプロジェクト	自分らしい生き方が実現できる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの至る所で学びと実践の機会がある環境をつくる ・誰もが活躍できる環境をつくる ・ライフステージに合わせた健康を支える
TOHOKU 未来プロジェクト	世界に発信できる東北発のイノベーションを生み出す	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台・東北を舞台にイノベーションを生み出す ・仙台・東北の産業の成長を支える ・仙台・東北に世界中から人を呼び込む
都心創生プロジェクト	人が集い、新しいチャレンジが生まれる都心をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・投資を呼び込むまちをつくる ・イノベーションが生まれる都心をつくる ・まちの回遊性を向上する

出典：「仙台市基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

2) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、仙台市の都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で長期的な視点に立って都市の将来像を示し、実現に向けて大きな道筋を明らかにしておくことを目的としており、市域全体を対象区域とし、計画期間は2021（令和3）年度～2030（令和12）年度である。

都市づくりの目標像として「「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”」～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」を掲げ、5つの都市づくりの基本方針（表3.2-44）、都市づくりに係る部門別の方針（表3.2-45～表3.2-46）を設定している。

表3.2-44 都市づくりの基本方針

基本方針1：魅力・活力のある都心の再構築 <ul style="list-style-type: none">国際競争力を有し、東北と世界を結びつける都市として成長するため、各エリアの特色強化による都心部の回遊性の向上、近未来技術の活用、イノベーションやトライアルの機会、居心地の良い憩いや交流の場の創出等を通して、躍動する都心としての魅力・活力の向上に資する再構築を図ります。
基本方針2：都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり <ul style="list-style-type: none">引き続き、持続可能で防災・減災にも資する、機能的・効率的な市街地を形成するため、地域特性に応じた多様な都市機能の適正な配置を図ります。周辺環境との調和に配慮しながら、地域の特色を踏まえた都市機能の誘導や地域の活性化に資する、特色あるまちづくりの促進を図ります。
基本方針3：質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実 <ul style="list-style-type: none">過度に自家用車に依存しない、質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実に取り組むとともに、広域的な交流・連携や、日常生活における移動を支える交通施策を推進します。
基本方針4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実 <ul style="list-style-type: none">魅力ある「杜の都」を後世においても継承し、自然環境を生かした美しく快適な都市空間の形成を図ります。生涯を通じて健やかに安全・安心に暮らせるまちとして、市街地の浸水対策等、災害に強い都市環境の充実を図ります。
基本方針5：魅力を生み出す協働まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none">多様な価値観を尊重し合い、地域課題を解決して新たな魅力を生み出すため、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりの一層の推進を図ります。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～」

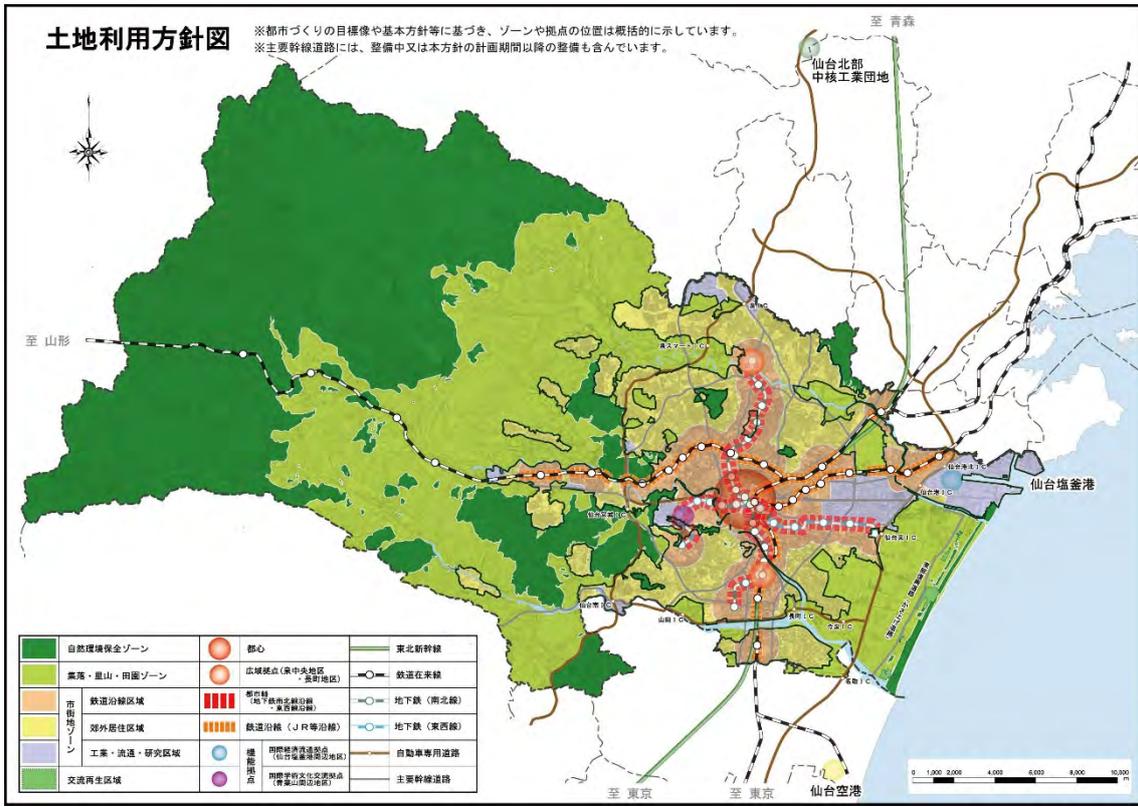
（令和3年3月、仙台市）

表3.2-45 都市づくりに係る部門別の方針(1)

部門	方針
土地利用 図 3.2-19 参照	<p>(1) 市街地ゾーン</p> <p>都心：東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォークアブルな都市空間の形成を推進します。</p> <p>広域拠点：泉中央地区および長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。また、広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図ります。</p> <p>機能拠点：仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。</p> <p>都市軸：東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進めます。また、交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を推進します。</p> <p>鉄道沿線：J R等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導します。</p> <p>郊外居住区域：様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図ります。</p> <p>工業・流通・研究区域：工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積します。また、地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進めます。</p> <p>(2) 集落・里山・田園ゾーン</p> <p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持します。里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全します。交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していきます。</p> <p>(3) 自然環境保全ゾーン</p> <p>奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全します。</p>

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～」

(令和3年3月、仙台市)



出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～」
 (令和3年3月、仙台市)

図3.2-19 土地利用方針図

表3.2-46 都市づくりに係る部門別の方針(2)

部門	方針
交通	(1) 質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実 ①公共交通の利便性向上と暮らしを支える移動手手段の確保 ②「かしこく移動」するライフスタイルの促進 (2) 賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築 ①都心の回遊性の向上に向けた交通環境づくり ②多様な活動を支える都心の交通環境づくり (3) 多様な都市活動を支える交通政策の推進 ①経済・交流を支える交通環境の形成 ②安心・安全な交通環境の形成 ③新技術等の積極的な活用
緑・景観	(1) みどり豊かな空間の形成と保全 ①みどりと水による潤いある都市空間の形成 ②杜の都にふさわしい都心のみどりあふれる都市空間の形成と利活用 (2) 公園・緑地・水辺の形成と保全 ①公園の整備と利活用 ②緑地の保全 ③水辺の空間整備と利活用 (3) 良好な都市景観の形成 ①「杜の都」の風土を育む景観の形成 ②歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成 ③市民協働による景観づくり
防災・環境	(1) 災害に強い強靱な都市の構築 ①都市施設などの防災・減災機能の強化 ②浸水対策の推進 ③建築物の防災・減災対策 ④宅地の防災・減災対策 ⑤啓発などによる防災・減災への備え (2) 安心して暮らせる都市の形成 ①誰にでもやさしい都市 ②防犯に配慮した都市の構築 ③公共施設や都市施設などの設備と適切なマネジメント (3) 都市環境の保全 ①衛生的な都市環境の維持 ②快適な生活環境の保全 (4) 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり ①環境負荷の小さい都市空間の形成 ②エネルギー効率の高いまちづくり
協働まちづくり	(1) 多様な主体によるまちづくりの推進 ①地域主体のまちづくり活動 ②企業・大学などによるまちづくり活動 ③まちづくり活動を担う人材育成 (2) 協働まちづくりへの支援 ①まちづくり活動への支援 ②まちづくり情報の発信

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～」

(令和3年3月、仙台市)

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めた「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間としており、表3.2-47に示すとおり、目指すべき環境都市像と5つの分野別の環境施策を掲げ、それらを実現するための具体化に向けて、特に効果的な施策を組み合わせさせた3つのプロジェクトを設定している（表3.2-48参照）。

また、仙台市を山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街化地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に区分し、各地域における土地利用の基本的な考え方と環境に配慮すべき事項を示している。対象事業区域は「西部丘陵地・田園地域」に位置し、表3.2-49に示すとおり、環境配慮の指針を示している。

表3.2-47 目指す環境都市像と分野別環境施策

環境都市像	杜の恵みを活かした、持続可能なまち 「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、 本市の強みを活かしながら、持続的な発展が可能なまち	
分野別の環境施策	脱炭素都市づくり	① 脱炭素型のまちの構造をつくる ② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ③ 環境にやさしい交通への転換を進める ④ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ⑤ 気候変動によるリスクに備える
	自然共生都市づくり	① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る ② 恵み豊かな里地里山を活性化させる ③ グリーンインフラをまちづくりに活かす ④ 自然や生きものへの愛着をはぐくむ
	資源循環都市づくり	① 資源を大切に使う行動を定着させる ② 資源の有効利用を進める ③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する
	快適環境都市づくり	① 健康で快適な生活環境を保全する ② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する ③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
	行動する人づくり	① 環境にやさしい行動の輪を広げる ② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3.2-48 重点的な取り組み

プロジェクト	取り組みの方向
輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンビルディング等の環境にやさしい建築物の整備の促進 ・事業者と連携した環境にやさしいビジネスの推進 ・みどりを活用した、歩きたくなる魅力的な都市空間の創出
つながる！エネルギー循環プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスの利用促進 ・廃棄物系バイオマスの利用促進 ・3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及拡大
広がる！エコアクションプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都スタイル」の普及拡大 ・効果的な環境教育・学習の推進 ・生物多様性保全推進事業の推進

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3.2-49 土地利用における環境配慮の指針

西部丘陵地・田園地域	<p>基本的な考え方</p> <p>本地域は、山地地域に連なり、都市近郊にあつて豊かな自然環境を有している地域であり、太白山県自然環境保全地域や権現森、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域等を含んでいる。また、この地域は、集落とそれをとりまく森林や農地、ため池等で構成され、多様な機能を有する里地里山の環境を形成している。</p> <p>里地里山には、絶滅危惧種などの希少な動植物が多く生育・生息するため、本地域は、本市の生物多様性を保全する上で重要な地域である。また、美しい里地里山の景観の保全や、二酸化炭素の吸収源確保、土砂災害や洪水防止機能等の面からも重要であり、都市的な土地利用への転換にあたっては、慎重な対応が求められる。</p> <p>また、里地里山は、人が自然との関わりを持つことで形成、維持されてきた環境であることから、森林や農地の適切な維持管理を進めるとともに、木材等の供給や自然とのふれあいの場として積極的に活用していくことが求められる。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の生物多様性の連続性を支えるとともに、二酸化炭素吸収や水源涵養、土砂災害防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。 ・希少な生きものの生育・生息地や植生自然度の高い森林、地域住民に親しまれている自然環境等については、原則として保全を図る。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくするとともに、動物の移動経路となる緑のネットワークを確保するなど、環境への影響を最小限とするよう努める。また、環境への影響を回避・低減することが困難な場合は、代償措置を実施する。 ・森林や農地の適切な維持管理に努めるとともに、環境と調和した農林業等を実施する。また、森林資源等の持続的な利用を進める。 ・農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。 ・良好な里地里山の環境に生育・生息する動植物の保全に努めるとともに、生物多様性に配慮した緑化に努める。 ・畜産業や林業等により発生する未利用のバイオマスについて、堆肥化や燃料化により、有効活用を図る。 ・森林保全活動や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める。 ・きれいな空気や水、静穏な音環境などの良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。 ・野生動物との適切な関係を保つため、果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理する、動物が隠れやすい藪を刈るなど、野生動物を人里に引き寄せないように努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

4) 仙台市みどりの基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条及び杜の都の環境をつくる条例第10条に基づく、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画であり、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を計画期間としている。

仙台市みどりの基本計画では、「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」を基本理念として、5つの基本方針を定め、施策を推進することとしている。仙台市みどりの基本計画の5つの基本方針と施策の柱は表3.2-50に示すとおりである。

表3.2-50 仙台市みどりの基本計画の基本方針と施策

基本方針	施策の柱
みどりと共生するまち	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを生かした防災・減災を進める ・みどりにより、健全な水循環を維持・増進する ・都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む ・みどりを資源として循環させる
みどりで選ばれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりで人、企業を惹きつける ・みんながみどりを享受できるまちをつくる
みどりを誇りとするまち	<ul style="list-style-type: none"> ・杜の都にふさわしいみどりを充実させる ・歴史と文化の香るみどりを守り、継承する
みどりとともに人が育つまち	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる ・みどりにより健やかな心身を育む
みどりを大切にするまち	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの持続可能な管理体制を構築する ・悠久の百年の杜を発信する

出典：「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和3年6月、仙台市）

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の2つの計画として定めている。また、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく推進計画であるほか、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）における個別計画としても位置づけられている。

計画の目標は、中期目標が「令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）」、長期目標が「令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」としている。

実施施策の体系は、表3.2-51に示すとおり、温室効果ガスの排出抑制施策(緩和策)と気候変動影響への適応施策(適応策)を2つの大きな柱としている。

表3.2-51 緩和策と適応策の体系

温室効果ガスの排出抑制施策 (緩和策)	<ul style="list-style-type: none"> ① 脱炭素社会に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める ② 3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する ③ 環境にやさしい交通への転換を進める ④ 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める ⑤ 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す ⑥ 地域経済と環境の好循環を生み出す
気候変動影響への適応施策 (適応策)	<ul style="list-style-type: none"> ① 気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する ② 自然災害による被害を最小限に抑える ③ 健康に与える影響を把握し軽減する ④ 事業活動・生活環境におけるリスクに備える

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）